

第十六回国
衆議院

午前十時四十八分開議

委員長 井出一太郎君

理事足立 篤郎君 理事平野 三郎君

理事金子與重郎君 理事足鹿 覺君

理事佐竹 新市君 理事安藤 覺君

小枝 一雄君 佐々木盛雄君

佐藤善一郎君 佐藤洋之助君

福田 喜東君 松岡 俊三君

松野 賴三君
加藤 高藏君

井谷 正吉君 芳賀 貢君

川俣 清音君
中澤 茂一君

河野一郎君

海軍大臣

豐林大豆 采利 茂君

出幣政守委員

大藏事務官(主)

計局次長 石原 周夫君

農林事務官(農)

林經濟局長)

農林事務官
平川
守君

(農地局長)

農林事務官(農業改良司長)
塩見友之助君

委員外の出席者

委員外の出席者

農林省(農地
かんがい排水
局)
小川
孝君

水課長

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

100

月二十五日

委員佐々木盛雄君辞任につき、その

補欠として池田勇人君が議長の指名

で委員に選任された。

月二十九日

卷之四 雜著

金子与重郎君外二十四名提出、畑地改良促進法案を議題といたし、審議を進めます。

まず本案の趣旨について、提出者の説明を求めます。

○安藤(翼)委員 議事進行について。たいへん時間も切迫しております折柄でもありますし、この畑地農業改良促進法というものは、たいへん農民に直接影響のある問題でもありますので、提案理由については、印刷配付になつておられます以上になつて、詳細にお述べ願いますというと、わすれることによつて、時間の節約もできようかと思ひますので、この暑い折柄でもありますので、御苦勞様ではありますが、少しく詳細に御説明願ひたいと思ひます。

○井出委員長 提案者に申し上げますが、ただいまの安藤君の御趣旨をくんで御説明を願ひます。提案者代表金子与重郎君。

畑地農業改良促進法案
畑地農業改良促進法

(目的)

第一条 この法律は、総合的な計画に基いて畑地地域における畑地の改良及び農業技術の改善を行い、もつて農産物の生産の急速な増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「畑地地

March 10 - 1968

人造主の主要食糧指定に關する請願
(坂田英一君請願)(第五七五四号)

域」とは、畑地の土じょう及び地下水水位その他の事項が政令で定める基準に適合するものであつて、且つ、これらの畑地が集団的に存在する地域をいう。

(畑地地域の指定)

第三条 農林大臣は、畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いて、畑地地域を含む都道府県の全部又は一部の地域を指定する。

(畑地地域の指定)

第四条 前条の指定に係る都道府県の知事は、農林大臣の定める基準に従つて、市町村の全部又は一部の地域を畑地地域として指定する。

(市町村長の定める農業改良計画)

第五条 前条の指定に係る市町村の長は、当該地区についての農業改良計画を定め、都道府県知事に提出しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画)

第六条 都道府県知事は、前条第一項の農業改良計画を参しやくして、当該都道府県の農業改良計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)

第七条 農林大臣は、前条の農業改良計画を参しやくし、畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いて、国の農業改良計画を定め、当該都道府県知事に通知しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)

第八条 政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、前条の農業改良計画の実施に必要な経費を予算に計上しなければならない。

(経費等)

第九条 農林改良計画は、左に掲げる事項を含むものとする。
一 畑地かんがいその他の土地改良事業
二 前号の事業の実施に伴い必要な農業技術の改良その他農業生産に関する事項
三 農林改良計画の実施
四 農林改良計画の進捗状況
五 農林改良計画の達成状況
六 農林改良計画の達成状況
七 農林改良計画の達成状況
八 農林改良計画の達成状況
九 農林改良計画の達成状況
十 農林改良計画の達成状況
十一 農林改良計画の達成状況
十二 農林改良計画の達成状況
十三 農林改良計画の達成状況
十四 農林改良計画の達成状況
十五 農林改良計画の達成状況
十六 農林改良計画の達成状況
十七 農林改良計画の達成状況
十八 農林改良計画の達成状況
十九 農林改良計画の達成状況
二十 農林改良計画の達成状況
二十一 農林改良計画の達成状況
二十二 農林改良計画の達成状況
二十三 農林改良計画の達成状況
二十四 農林改良計画の達成状況
二十五 農林改良計画の達成状況
二十六 農林改良計画の達成状況
二十七 農林改良計画の達成状況
二十八 農林改良計画の達成状況
二十九 農林改良計画の達成状況
三十 農林改良計画の達成状況
三十一 農林改良計画の達成状況
三十二 農林改良計画の達成状況
三十三 農林改良計画の達成状況
三十四 農林改良計画の達成状況
三十五 農林改良計画の達成状況
三十六 農林改良計画の達成状況
三十七 農林改良計画の達成状況
三十八 農林改良計画の達成状況
三十九 農林改良計画の達成状況
四十 農林改良計画の達成状況
四十一 農林改良計画の達成状況
四十二 農林改良計画の達成状況
四十三 農林改良計画の達成状況
四十四 農林改良計画の達成状況
四十五 農林改良計画の達成状況
四十六 農林改良計画の達成状況
四十七 農林改良計画の達成状況
四十八 農林改良計画の達成状況
四十九 農林改良計画の達成状況
五十 農林改良計画の達成状況
五十一 農林改良計画の達成状況
五十二 農林改良計画の達成状況
五十三 農林改良計画の達成状況
五十四 農林改良計画の達成状況
五十五 農林改良計画の達成状況
五十六 農林改良計画の達成状況
五十七 農林改良計画の達成状況
五十八 農林改良計画の達成状況
五十九 農林改良計画の達成状況
六十 農林改良計画の達成状況
六十一 農林改良計画の達成状況
六十二 農林改良計画の達成状況
六十三 農林改良計画の達成状況
六十四 農林改良計画の達成状況
六十五 農林改良計画の達成状況
六十六 農林改良計画の達成状況
六十七 農林改良計画の達成状況
六十八 農林改良計画の達成状況
六十九 農林改良計画の達成状況
七十 農林改良計画の達成状況
七十一 農林改良計画の達成状況
七十二 農林改良計画の達成状況
七十三 農林改良計画の達成状況
七十四 農林改良計画の達成状況
七十五 農林改良計画の達成状況
七十六 農林改良計画の達成状況
七十七 農林改良計画の達成状況
七十八 農林改良計画の達成状況
七十九 農林改良計画の達成状況
八十 農林改良計画の達成状況
八十一 農林改良計画の達成状況
八十二 農林改良計画の達成状況
八十三 農林改良計画の達成状況
八十四 農林改良計画の達成状況
八十五 農林改良計画の達成状況
八十六 農林改良計画の達成状況
八十七 農林改良計画の達成状況
八十八 農林改良計画の達成状況
八十九 農林改良計画の達成状況
九十 農林改良計画の達成状況
九十一 農林改良計画の達成状況
九十二 農林改良計画の達成状況
九十三 農林改良計画の達成状況
九十四 農林改良計画の達成状況
九十五 農林改良計画の達成状況
九十六 農林改良計画の達成状況
九十七 農林改良計画の達成状況
九十八 農林改良計画の達成状況
九十九 農林改良計画の達成状況
一百 農林改良計画の達成状況

2 審議会は、畑地地域における農業改良促進に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第十二条 審議会は、左に掲げる委員二十五人以上で組織する。

(審議会の組織等)

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人
二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人
三 自治庁次長 一人
四 大蔵事務次官 一人
五 農林事務次官 一人
六 建設事務次官 一人
七 経済審議庁次長 一人
八 都道府県知事の中から農林大臣が任命した者 二人
九 都道府県議会議長の中から農林大臣が任命した者 二人
十 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の教授の中から農林大臣が任命した者 三人
十一 農林業者の団体を代表する者の中から農林大臣が任命した者 五人以内

(審議会の組織等)

2 前項第一号、第二号及び第八号から第十一号までに掲げる委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の組織等)

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(審議会の組織等)

4 会長は、会務を総理する。

(審議会の組織等)

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて

(審議会の組織等)

おこななければならない。

(審議会の組織等)

6 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

(審議会の組織等)

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基いて、農林大臣が任命する。

(審議会の組織等)

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の組織等)

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会の組織等)

第十三条 この法律で政令に委任するものの外、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、省令で定める。

(審議会の組織等)

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

(審議会の組織等)

2 この法律は、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失う。

(審議会の組織等)

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

(審議会の組織等)

第三十四条第一項の表中海岸砂地地帯農業振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

(審議会の組織等)

畑地農業改良促進法(昭和三十一年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

(審議会の組織等)

〇金子委員 ただいま議題と相なりました畑地農業改良促進法案の提案理由

(審議会の組織等)

を御説明申し上げます。

(審議会の組織等)

御承知のごとく、わが国の耕地面積約五百万町歩のうち畑地面積は、二百万余町歩にも及び水田面積にも四敵する面積として広く全国に分布している

(審議会の組織等)

のであります。しかるに従来は、畑地農業につきましても、一般的に灌漑施設がなく、自然の降雨によつて灌漑を行つてゐる状態でありまして、栽培技術及び栽培品種も固定化し、またその豊凶は、もっぱら自然的な降雨条件によつて左右せられる結果ともなり、農業生産力は一般的に低いといえるのであります。そこでこれらの畑地のうち河川

(審議会の組織等)

もしくはため池または地下水により灌漑し得る可能な畑地に対し、農業改良計画によつて、灌漑施設の設置その他の土地改良及び農業技術の普及改善を行うことにより、土地利用の高度化をはかるならば、比較的短期間のうちに飛躍的な増産効果を発揮し得ること

(審議会の組織等)

は、まづたゞ疑う余地がないのであります。またこれらの地域における農民は、今まで食糧の生産に貢献して参りましたが、今後強力な施策によつて米穀その他の農産物の生産の増強に精進するのほもちろん、農業経営の安定を得得健全なる農村の創成を見ることは、明らかであると申さなければなりません。この問題の解決に資しますために、ここに本法律案を提出いたします次第であります。以下その内容の主なる点について申し述べることといたします。

(審議会の組織等)

第一条は、本法律案の目的を規定いたしております。即ち畑地地域に対しまして総合的な計画に基づき事業を実施して、かんがい施設を設置するとともにに区画整理、客土等の土地改良事業を

(審議会の組織等)

施行し、耕種改善等の農業技術の高度化をはかることによりまして、急速に生産に効果をおぼえ、食糧その他農産物の増産に寄与することを目的としたしております。

第二条は、この法律でいう畑地地域の内容をうたつたものでありまして、畑地の土壌即ち砂土、砂礫及び火山灰土、それから地下水水位その他の事項は、政令で基準を示し且つ、これらの畑地が集团的に存在しなければならぬこととしました。

第三条から第十二条までの各条は、渾田単作地域農業改良促進法に準拠し、第三条に農林大臣の地域指定を、第四条に都道府県知事の区域指定を、第五条、第六条、第七条、それぞれ市町村長、都道府県知事、農林大臣の定める農業改良計画を、第八条に事業の実施に必要な経費を、第九条に農業改良計画の内容を、第十条に農業改良計画の実施を掲げております。

それから第十一条及び第十二条に畑地農業改良促進対策審議会の設置及び権限並びに審議会の組織を規定した次第であります。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

なおただいま安藤委員から、詳細にこの法律の提案に対する考え方、あるいは今後の行き方について、提案者の考えるところを述べるといふふうなお話がありましたので、その点について申し上げます。

まず第一に、この種の法律がたくさん出ておるのに、なぜ畑地振興に対する独立した法律を出さなければならぬか、こういうことがまず第一に疑問

になる点であろうと存じますが、これは今までの土地改良法によつて実施し得る事業のうち、その土地の特殊性に一つの立法をいたしたのであります。が、煩瑣であつて、こういう必要はないといふような考え方、一応私どもわかるのでありますけれども、今までの総合的な土地改良のわくで行きますると、いつもその予算獲得というものが非常に至難を来しております。ところが今度の場合は、どうしても今後の日本農業の革新的な一つの行き方として、畑地と水の連繫というものをと強度に持ちたい、いわゆる畑地かんがいというものは、いろ／＼の形において、今後の畑作農業に確信を持たしおきまして、十億の食糧増産費を増加いたしまして、そのうち二億二千万円を既定予算に加えて、約三億円の金をこの畑地かんがいに使えるように仕組んだのであります。そこでその三億円を組みましたが、今までのような考え方では参りますまいかと、ただいま説明にも申し上げましたが、一単位の経営規模が大きいということでありまして、一般土地改良の基準によりまして、畑地かんがいの特殊性を殺してしまふ氣づかいがありますので、特に今までの法律が参りますけれども、予算の関係からして、この法律を出さなければならぬことが一つと。もう一つは、事業施行上ほかの土地改良とまた特殊な立場にあるといふこと、いわゆる経営面積が、たとえば地下水のときもものを使う場合には、相当小さい面積でもこれを対象にし得るということでないか、この法律が生きて参りませんので、そういう点

からこの法律を特殊な一つの本法律として出したわけでありまして、そこで、それならば今後どのくらい提案者は希望しておるかというところ、この問題につきましては、大蔵省の考え方、今まで相当強く出ておるらしいのであります。農林省一存では行かぬと思ひますが、少くとも一単位五町歩程度のものを生かして行かなければならぬ。ことにこの土地改良事業に絡めて言われることとありますが、国営ないしは県営というような大規模のものほど農民自体の積極性は欠けるのであります。いわゆる上の方でそういうことをきめてくれたというやうな感じが強く、おれたちがこれをやつて、そうして増産を上げるんだという觀念が乏しくなるのであります。従つて同じ予算をとりまして、その予算が、その事業遂行上に相当きゆうくつな場合がありまして、小規模の土地改良の場合は、農民個々の自覚によつて、努力率仕あるいはその他の方法によつて、これをやりとげるといふことが得るのでありますけれども、大規模の事業になりますと、一つの制度がやる仕事かのような形がありますので、みずから積極的な責任を担うという関心が薄くなるのであります。これは実例に照し合せて、各所に見られる点でありますので、この点を、この國費の少い中で、その國費を最高度に使おうとするならば、むしろこの小規模のものから手をつけて行く方が、はるかに國費を有効に使えるゆゑんである。こういうことを提案者といひましては強く考え、それには、畑地かんがいに對しては、別の考え方を待つてもらうという考え方をしたわけでありまして、

それから畑地かんがいということに對して、もう一つ提案者が非常に希望しておりますことは、日本の今までの農業経営が、水田と畑というものを極端にわけまして、水田は四六時中水に浸つておる。畑は人工的に水をかけるといふことは、ほとんど特例にしか、行われなかつたというのが、最近畑地かんがいの実績を見ますと、ある地帯においては、まきつけの当時は、畑の管理をしては、非常に土地の環境がよるしい場合には、第一回の除草以後は、ほとんど水田としての特徴を持つた管理をしては、また不幸にして旱魃で一氣にやられるものを、それを貯水しました水によつて、旱魃を未法に防ぐといふやうな、旱魃を除く形において畑地灌溉がなされてはいるものもあり、そのやり方は非常に区々まちまちであります。その土地の土性と、水利の状況によつて、非常に有機的な弾力のある農業経営、農家生産技術といふものが、今後発展して参るのじやないか。そういうことによつて、食糧の絶対数といふものを多く確保できることが一つと。もう一つは、全国的に見まして、畑地専門の農家経営といふものは非常に脆弱性があるのであります。何と申しましたも、日本の農家といふものは、食糧——ことに米といふ基礎食糧をとること、現金収入の前には基礎食糧を確保するといふことが、農業経営、農家生活安定の基礎であります。しかるに畑地地帯におきましては、あるいは養蚕、あるいは蔬菜栽培のごとく、その生産物が、景氣のよろしいときには非常に有利にな

り、有頂天になるのでありますけれども、その波が非常にはげしいために、常に生活の安定がはげしいというものが、畑地農業の通念であります。そこでその畑地農業地帯に對して、陸稻その他の主食といふものを、安全な形においてつくるということ、国の絶対食糧をふやすと同時に、その畑地農業地帯の農家経営の基礎をたくして行くといふ、こういうふうな大きな役割をねらつておるわけでありまして、そういう大きな観点からいたしますと、むしろ、この畑地灌溉の問題は、今日まで大きく取上げられなかつたこと自体が非常にふしぎなのであります。この取上げられなかつた理由というものは、さいぜん申し上げたやうに、日本の習慣といひまして、水田という特殊なものを持つておる。そうして畑といふものは水をかけるものではないといふやうな長い習慣が、そうさせたのであります。今後、この狭い農地から、いかにして絶対生産の量をあげるかという観点から見ますと、この畑地農業を水によつて高度化して行くといふところに、私どもは非常な期待を持つておるわけでありまして、

二、三つけ加えて御説明申し上げたわけでありまして、なお、この問題につきましては、法律そのものよりも、この法律を実施する方法について、たくさん疑問があるかと存じますので、その点等につきましては、幸い本日は大蔵省関係、あるいは農地局関係も来ておりますので、十分御検討くださらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 本案に関する質疑は暫

時留保いたします。

○井出委員長 引続きこれより、去る七月二十五日付託となりました、内閣提出臨時確安需給安定法案を議題といたします。まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。保利農林大臣。

臨時確安需給安定法案

臨時確安需給安定法

(目的)

第一条 この法律は、確安の需給の調整及び価格の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確安」とは、硫酸アンモニウム及び政令で定めるその他のアンモニウム系窒素肥料をいう。

2 この法律において「肥料年度」とは、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。

(確安の需給計画)

第三条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安審議会の意見を聞いて、毎肥料年度の開始前に、当該肥料年度における確安の需給計画を定めなければならない。

2 前項の需給計画に定める事項は、次の通りとする。

- 一 前年度からの繰越数量
 - 二 生産見込数量
 - 三 国内消費見込数量
 - 四 需給調整用としての保留数量
 - 五 輸出見込数量
 - 六 生産業者の翌年度への繰越在庫見込数量
- 3 前項第三号の国内消費見込数量は、政令の定めるところにより、国内消費実績の推定量と農業生産

の事情とを勘案して定める。

4 第二項第四号の保留数量は、確安の需給の調整のために必要な数量とし、同項第三号の国内消費見込数量の一割を基準とし、確安の需給事情を勘案して定める。

5 第二項第五号の輸出見込数量及び同項第六号の繰越在庫見込数量は、その合計が、同項第一号及び第二号の合計数量から同項第三号及び第四号の合計数量を差し引いて得た数量となるように定める。

6 農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産条件、需要状況その他経済事情の変動のため特に必要があると認めるときは、確安審議会の意見を聞いて、前条第一項の需給計画を変更することができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により前条第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

(保管団体による確安の買取、保管等)

第五条 農林大臣は、確安の需給の調整を図るため、その指定する団体(以下「保管団体」という。)に対し、政令の定めるところにより、確安の生産業者からその生産した確安を買い取るべき旨を指示するものとする。

2 前項の規定による保管団体の指定は、当該団体の申出によつて行うものとする。

3 保管団体は、第一項の指示を受けたときは、その指示に従つて確安を買い取らなければならない。

4 農林大臣は、保管団体が前項の規定による買取の結果保有する確安の数量の合計が第三項第二項第四号の保留数量に相当する数量になるように、第一項の指示をするものとする。

第六条 保管団体は、前条第三項の規定により買い取つた確安を農林大臣の指示するところに従つて保管しなければならない。

2 保管団体は、農林大臣の指示によるものでなければ、前項の規定により保管する確安を譲渡し、又は消費してはならない。

3 農林大臣は、前項の指示をするには、あらかじめ、確安審議会の意見を聞かなければならない。

(保管団体の区分経理)

第七条 保管団体は、第五条第三項の規定による確安の買取並びに前条の規定による確安の保管及び処分業務については、政令の定めるところにより、毎肥料年度、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

(欠損の補てん)

第八条 前条の規定により他の業務と区分して経理される会計に、毎肥料年度末において政令で定める事由により欠損を生じたときは、政府は、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その欠損金の額に相当する金額を当該団体に補助し、当該会計の欠損を補てんするものとする。

(生産業者に対する譲渡の指示)

第九条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の需給の調整を図るため必要があると認めるときは、確安審議会の意見を聞いて、確安の生産業者に対し、その在庫状況、出荷能力等を勘案して、確安を譲渡すべき旨の指示をすることができ

る。

2 前項の規定による指示は、次条第一項の規定により承認を受けた買入計画による買入に支障を及ぼすものであつてはならない。

(日本確安輸出株式会社の買入計画の承認)

第十条 日本確安輸出株式会社は、第三項第二項第五号の輸出見込数量の範囲内で、確安の買入計画を定め、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、農林大臣の同意を得なければならない。

(生産業者販売価格)

第十一条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の価格の安定を図るため必要があると認めるときは、確安審議会の意見を聞いて、確安の生産業者の販売価格につき、その最高額を定めることができる。

2 前項の販売価格の最高額は、政令の定めるところにより、生産費を基準とし、農産物価格その他の経済事情を参しやくして定める。

3 第一項の規定による販売価格の最高額の定は、告示をもつてしなければならない。

第十二条 前条第一項の規定により販売価格の最高額が定められたと

きは、確安の生産業者は、その額をこえる価格による確安の販売の契約をし、又は対価の受領をしてはならない。

2 前条第一項の規定により販売価格の最高額が定められたときは、何人も、その額をこえる価格による生産業者から確安の購入の契約をし、又は生産業者への対価の支払をしてはならない。

3 前二項の規定は、政令の定めるところにより、農林大臣及び通商産業大臣の許可を受けたときは、適用しない。

(報告及び検査)

第十三条 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産費その他確安の需給の調整及び価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、確安の生産業者又は販売業者に対し、政令の定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、確安の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に確安の生産業者の事務所、工場又は倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

3 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、保管団体からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に保管団体の事務所若しくは倉庫に立ち入らせ、その帳簿書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

4 第二項又は前項の規定により立

- 入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- (確安審議会)
- 第十四条 経済審議庁に、確安審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、関係各大臣の諮問に応じ、確安の需給の調整及び価格の安定に関する重要な事項について調査審議する。
- 3 審議会は、確安の需給の調整及び価格の安定に関する重要な事項について関係各大臣に建議することが出来る。
- 第十五条 審議会は、委員九人以内で組織する。
- 2 委員は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。
- 一 確安の生産業者を代表する者
二 確安の販売業者を代表する者
三 確安の消費者を代表する者
四 学識経験のある者二人以内
- 3 審議会に会長を置く。
- 4 会長は、委員のうちから互選する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定したものがその職務を代行する。
- 7 委員は、非常勤とする。
- 8 前各項に定めるものの外、審議

会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十六条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、契約をし、又は対価の受領若しくは支払をした者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して、譲渡し、又は消費した者

二 第十三条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十三条第二項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年七月三十一日限り、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用並びにその時まで保管団体が行った確安の買取、保管及び処分業務の結果第七条の規定により他の業務と区分して経理する会計に生じた欠損又は残

余財産についての第八條又は附則第四項の規定の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3 昭和二十八年においては、第三条第一項の需給計画は、同項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに定めれば足りる。

4 附則第二項の規定によりこの法律が効力を失った場合において、保管団体が第七條の規定により他の業務と区分して経理する会計に清算の結果残余財産があるときは、政府は、政令の定めるところにより、当該保管団体に対し当該残余財産の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずることが出来る。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第六号中「肥料の生産に関すること」を「肥料の生産に関することと次号に掲げるもの以外のもの」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 臨時確安需給安定法(昭和二十八年法律第 号)に基き硫酸アンモニアその他アノモニア系窒素肥料の生産業者の販売価格の決定及び生産費の調査に関すること。

6 経済審議庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(附属機関)

第一条 左の表の上欄に掲げる機関は、本庁の附属機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
確安審議会	内閣総理大臣の諮問に応じ、確安の需給の調整及び価格の安定に関する重要な事項について調査審議すること。
確安審議会	関係各大臣の諮問に応じ、確安の需給の調整及び価格の安定に関する重要な事項について調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基き命令を含む)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

○保利国務大臣 ただいま上程せられました臨時確安需給安定法案の理由を御説明いたします。

確安が化学肥料の大宗として、わが国農業の最も主要な生産資材でありますことは言うまでもないところであります。その需給の調整と価格の安定をはかりまことは、農業経営の安定と農業生産力の発展にとつて欠くことのできない事柄であることは、私が申し上げるまでもございません。ここに於いて政府は、御承知のように肥料対策委員会を設けまして、その対策を審議していただいたのでございますが、その答申に基きまして、別途本国会に提案せられます確安工業の合理化及び確安輸出入調整臨時措置法案による合理化促進による生産費の引下げ及び輸出入の振興の措置に対応いたしまして、国内需要量の確保と、国内価格の適正な水準による安定をはかりましたための措置を講じたいと考え、この法案を提出いたしました次第でございます。

出いた次第でございます。

本法案の内容の概略を申し上げますれば、まず政府は、確安の生産業者の生産費を、権限をもつて調査いたし、生産費を基準として農産物価格その他の経済事情を考慮して、適正な水準でその販売価格を公定することにより、いわゆる出血輸出による国内消費者への転嫁を防止しようとするものであります。

次に輸出にあたりましては、国内需要を十分に確保することを前提といたしまして、国内消費の見込量の、おおむね一割を調整用として保留することとし、これを適当な団体に買上げ保管させるとともに、なお輸出に向けられる確安の数量を、政府の承認にかけて内需の増加に備えるとともに、季節的調整と輸出の円滑化に資することにいたしましたのでございます。

第三にこれらの措置の適正かつ円滑な運用を期しますため、確安審議会を設置いたしまして、確安の需給の調整並びに価格の安定に関する重要な事項につきましては、関係各大臣の諮問に応じ調査審議していただくことといたしております。

以上この法案提出の理由並びに内容の概略でございます。会期切迫の折からではございますが、何とぞ慎重御審議をたまわらんことをお願いいたします。第でございませう。

○井出委員長 この際、本案の審査方針等についてお諮りいたします。昨日の理事会で協議いたしましたところでありまして、第一点は、本案の審査については、本委員会に設置いたしましたのであります。肥料に関する小委員会では審査せしめることなく、もつぱら本委

員会で審査することに申し合わせましたので、この点御了承願います。

○井出委員長 次に、この臨時疎安需給安定法案は、同じ七月二十五日、内閣から提出いたされ、通商産業委員会に付託になっております疎安工業合理化及び疎安輸出調整臨時措置法案と密接な関連がありますので、この両案につきましまして、農林、通商両委員会の連合審査会を行うことにつきましまして、御了解を得た次第であります。つきましては、あらためてお諮りいたしますが、この連合審査会開会の件につきましまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井出委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお連合審査の日取り等につきましましては、両委員長において協議の上、決定したいと思っておりますから、御了承を願います。

○井出委員長 この際お諮りいたします。土地改良法の一部を改正する法律案と、畑地農業改良促進法案とは、提案者が別個になつておりますが、特に便宜一括して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは両案を一括して質疑を行います。まず川俣清吉君。

○川俣委員 私は前委員会において、土地改良法の一部を改正する法律案についての、大蔵省の見解を求めておつたのでありますが、前の委員会には土木事務官が見えられて答弁なされたのでありますが、非常に不満足な御答弁であつたので、あらためて大蔵省の責

任者の御出席を願つて質問を続けて参りたいと考えます。今御出席になつておる政府委員は、前の委員会において私が質疑をいたしましたことについて、何か報告を受けておられますかどうか。その点を私、お尋ねいたします。並びに土地改良法の一部を改正する法律案について、大蔵省はどんなような見解をとつておられますか。この二点についてあらためてお尋ねいたします。

○石原(周)政府委員 前回の委員会におきまして、担当の主計官が、この委員会に出席をいたしました申し上げました点、川俣委員から御質問のありました点、概略のことは聞いております。

それから今議題になつております法案についての主計局の意見であります。これは本法案に賛成をいたしましたして、閣議において決定いたしましたして提案をいたしましたのであります。

○川俣委員 本改正案について、大蔵省が同意を与えられ、もちろん閣議で決定したのでありますから、同意したものと見なければなりません。特に事務当局といたしまして、この法案の改正の要点は御存じだと思つて、そのけれども、念のために申し上げますと、土地改良法は、昭和二十四年八月施行以来、すでに三年有余の期間を経過いたしました。その間における普通水利組合、耕地整理組合及び北海道土地改良区、それら土地改良法に基づく土地改良区に組織がえを行ひまして、新しき組織のもとに、灌漑排水施設、農業用道路の整備、農地の区画整理、農地の集団化、農地の造成及び保全並びにその災害復旧等の土地改良事業を

行つて来たのであります。これらの事業を行う上に、今までの手続は、やや煩瑣に過ぎまして、法律の実施上不備であつた点が出て参りましたので、土地改良事業の目的達成のために、手続の簡素化をねらつております。この簡素化をねらうという事は、手続上の簡素化でありますからして、手続上の簡素化が行われなければならない理由を、大蔵省はどういうふうにお考えになつておられますか。前には非常な複雑であつた、今度は簡素化をはかるのだ、こういう点について、やはり同意をしておられますか。簡素化をして参りますと、申請件数が非常にふえることになると思つて、大蔵省はどのようにお考えになつておられますか。

○石原(周)政府委員 お話のございましたように、手続を簡素化したします結果といたしまして、従来よりも、案件の処理が円滑になるだろうと思つて、お説の通り当然想像されるかと思つて、その結果といたしまして、どういふふうなことに相なるかということ、あるいは私、先走つてのお答えになるかも知れませんが、前回の担当主計官の方から受けております報告では、それが予算関係の金額の問題に影響しやせんかというお話かと思つて、あるいは先走つてお答え申し上げますが、そういうような結果まで見通しての賛成であるかどうかということに相なるならば、私も、あえて本件に限りませう、行政の手続というものでございまして、できるだけ簡素な方法をとりまして、かかりますよけいな時間、あるいは手

間等を省くというような、一般的な意味において賛成をいたしました。それがただちに金額におきまして、相当な規模の増額になるということにつきましては、これはまた先走つたお答えかもしれませんが、また別途の方から考えて行くべきかと思つて、

○川俣委員 なか／＼先走つての御答弁があつたのであります。問題は、農民の希望からいふと、簡素化というものは、手続の簡素化ということのねらいはどこにあるかという、なかなか手続をいたしても困難な問題を、単に手続上の簡素化にとどまらないうで、事業をねらつての申請であります。目的は土地改良事業であります。事業の達成できることとあります。ならば、どんな手続でも、少しくらいむずかしくても、一日や二日くらいの手数は省かないで、困難な手続をまあえて辞さないものであります。問題は、簡素化をねらつておる農民の希望は、それではなくして、土地改良事業が實際できるかできないかということが問題であります。従いまして土地改良事業の達成を妨げるようなものであります。何にも期待に沿うことではないのであります。問題は、手続の簡素化という、いわゆる行政上あるいは書類上の簡素化ではなくして、すみやかにこれらの事業が達成できるような予算的措置が講じられるかどうかというところが、農民の希望だと私は見ておるのであります。大蔵省はそういうふうにお考えにならないのですかどうですか。

○石原(周)政府委員 農民の立場と申されましたが、おつしやいましたこと

くに、仕事ができることが主眼であつて、仕事ができるならば、手続に少々時間がかかるのと、煩瑣であろうといふとわいのだというお話は、きわめてごもつともには理解いたしました。従いまして、希望せられる側といたしましては、本手続の簡素化というものは、その半面におきまして金額の増加と申します。事業がよいに行われようになつたのだというお話も、きわめてごもつともであります。ただ政府の側といたしまして、この改正をいたしております点は、相手側の御事情は先ほどおつしやつたようなことではあります。政府といたしましては、先ほど申し上げましたように、でき得るだけ手続を簡略にいたすということ、

は、あらゆる場合におきまして、政府が十分考えなければならぬ点である。その意味において、でき得る限りの簡素化をはかつて参りたい。その意味におきましての賛成を申し上げたということに御承知を願ひたい。

〔委員長退席 佐竹委員長代理着席〕

なお、後段のお尋ねであります。それでは予算をふやす気があるかないかという点につきましては、先ほど申し上げましたように、この簡素化をいたしますとは、別な問題といたしまして考えたいと思つて、

○川俣委員 それでは観点をかえまして、土地改良法が実施されてから、政府の財政支出が相当行われておりますが、これによつて相当な成績が上つたとお考えになつておりますか。また、期待したほどあまり成績が上らないうというふうにお考えになつておりますか、伺いたしたいと思います。

○石原(周)政府委員 從來やつて参りました土地改良事業というものの効果の判定ということにつきましては、これは農地局の方から、もつと専門的にお答えを願つてしかるべきかと思ひます。私も、予算の要求なり、編成のときにあたりまして、いろいろ資料をいただいております。たゞ何分にも豊凶の関係でありますとか、あるいは農地局があるというような関係からいたしまして、的確に、この分が土地改良に伴います分であるという数字は、私どもの承知いたします限りにおきましては、なかなかむずかしい問題であろうと考えております。しかしながら、それでは從來やつて参つた土地改良の効果はなかつたかということになりますれば、それは考へておらないのでありまして、これは食糧の増産に實質的に貢献をいたしておるといふに判断をし、考へております。

○川俣委員 今の御答弁は、抽象的でありますので、さらに突つ込んでお尋ねいたしますが、この土地改良で行われます灌漑排水施設、農地の区画整理、農地の集約化、あるいは農地の造成、保全等につきまして、政府の財政支出が行われまして、これによつて上る収益は、いわゆる水害等に對する単なる復旧事業と異なりまして、直接これらの整理を行ひました結果、あるいは農地の集約化、農地の造成を行ひました結果、あるいは今出ております灌漑排水の施設等におきましては、即時増産になつて具体的に現われて来るものであります。従ひまして、これらの支出は、決していわゆる大蔵当局が心配しておるような、悪性インフレに

なるのではなくして、これは直接生産の上に役立ち、すぐ生産が上昇する支出であるのであります。この点はすでに大蔵省もお認めになつておられると思ひます。いわゆる今の政府の財政支出の中には、非常な危険をはらんだ、悪性インフレになるような支出があつて行われておるときに、こうした生産上昇に直接影響するようないふことについて、非常に出し抜つておられるようないふ大蔵省の考へ方は、ちやうど銀行家の考へるような考へ方で、これらの土地改良に對する財政支出についても、銀行家の考へるような、安全投資といふようなことを主眼としておられますか、またはほんとうに食糧増産の上、これらの財政支出が生きておると考へになつておられるのでありますか、この点をお尋ねいたします。

○石原(周)政府委員 食糧増産、土地改良、あるいは農林漁業への公庫を通じての出資も入るわけでありますが、そういうようなものが、それ自身として悪性インフレ的である、あるいは増産の上に効果がないとは決して考へておりません。大蔵当局の考へ方は、経費が増産役に立つかどうかというところを、その意味におきまして土地改良事業への経費は、そういう点に役立つといふふうに考へております。ただお話を悪性インフレ云々といふことを主計局あるいは大蔵省は心配いたしておりますが、それは申すまでもなく財政収支全体の問題でございまして、御承知のように収入にはおのずから限度がございまして、その限度のあるわくの中で、どういふふうに経費を配分いたすかという問題であります。従つて、お

つしおるうちに、経費自身としては生産の効果を生むが、その資金の調達方法といふものによりましては、大分悪性インフレといふものが生ずるのではないか、その点を私も心配しておりますのであります。経費自身が増産に貢献をいたすといふ点につきまして、それを否定するようないふ考へはさきから持つておりません。

○川俣委員 それはこの間の柏木さんの御意見によりまして、小さな面積の土地改良事業等につきましては、監督がなか／＼やりにくいので、どうしても国営であるとか県営であるとかいふような大きなところに財政支出が行われる方が監督しやすいのだ、こういうような御意見であつたように思ふのであります。やがて次長はそのようにお考へになつておられるのであるか、それを承りたい。

○石原(周)政府委員 先ほど来申し上げておりますのは、一般的に土地改良といふものの経費が生産に貢献するかどうかといふ一般論であり、そのうちで小規模なるもの、大規模なるもの、そういうことについて国の役割はどうか考へるかというお話と思ひますが、これにつきましては、食糧増産の経費にいたしまして、あるいは災害復旧——これは今いろいろ議論の對象になつておりますので、あるいはこれにあまり言及することには、はばかりがあるかもしれません。一般に公共事業そのものにつきまして考へておられますことは、国が責任をとり得る技術的な限界といふものがある。これは国が国民の税金で経費を出すのでございまして、その経費がどういふふう

に支出をせられ、どういふふうなことに使われておるかということにつきまして、やはり責任がとれるところの監督、監査、そういう技術的な問題が付随したすわけでありまして、従ひまして、そういうような国が技術的に責任をとり得るような仕事に限りまして、行きますと、金は出たが、いろいろあとでふりかかるといふと、そういう運営についていふ／＼な問題を起すというところがございまして、国としては当然その立場上、責任をとり得る限界といふものを考へざるを得ないといふのが一点であります。

それから公共事業全体についてございまして、国がやります仕事といふものは、必ずしも公共事業の全体ではございせん。従つて国が自分で責任をとる、あるいは補助といふものを通じまして、部分的にも責任をとるというふうな分野をどこに置くか。それ以外の限あるはその他の団体の責任をとる限界はどこに置くか。それは、そのようないふ以外の団体の財源とするか、これは金融であるとか起債であるとかいふような財源の調達の方法は、また考へ方があるのではないかと。その両方を合せて考へてみまして、国がどういふふうなことをするのが全体の仕事の推進の上に役立つかというところが、考へ方の中心であると思ひます。

○川俣委員 私のお尋ねしておるのは土地改良に関する問題でありまして、一般的に公共事業についてお尋ねいたしておるのではないかとあります。従ひまして、今の御答弁は一般の公共事業についての御答弁でありまして、灌漑排水事業等は公共事業のうちにお入りになつて大蔵省は考へになつておるかもしれませんが、これらのものは直接生産に關係あるところの事業でありまして、すなわち土地改良事業に伴うところの一つの便法としての灌漑排水施設であります。従つて、土地の集約化あるいは農地の造成等につきましては、大規模でなければ監督ができません。大規模でなければ監督が今なおありになるのですか。今日私どもがもつと積極的に見ますといふと、土地改良が今行われておるは、政府の直接の援助で行われておるは、約半分くらい分だと思ふ。土地改良が行われておる面積から申しますと、約半分くらいが国の財政援助によつて行われておるものでありまして、他の半分くらいは農家の自家努力、あるいは付近の労力率仕によりまして、ここに小規模ながら土地改良が行われておるのであります。これらのものは監督がなくとも、自分の金で土地改良が行われております。このことは、いかに土地改良といふものが農民にとつて重大な収益の上に影響するかどうかを示すものだと思います。これらのものは、みづから財政の上において計画されておるものでもあります。これをすみやかに大規模にするようなことが、不可能でなくて可能なのです。ところが、そうした小規模のものについては、監督ができないからといふことで放任し、請負師が介在するようないふ大きな事業については大蔵省が熱心だといふような結果になるのではないかと。監督ができるということとは、請負師を監督することであつて、農地を監督するといふよう

な考え方ではないように思ふ。従つて實際請負師を使つて大きなことをやつておるのでありますから、この間いろいろ指摘されたような、いわゆる新潟県の上浦原郷のような問題も、これは大規模なところの計画をされるから、それに伴うところの適宜あるいは農法等が十分研究されないにかかわらず、大規模であるから金が出るというような、監督がしやすいというような考え方で行うために、みずから起つて来るところの欠陥であると思うが、これについていかようにお考えでありますか。

○石原(周)政府委員 先ほど私、監督の技術的な点につきまして比較的長く申し上げましたので、監督の点が問題の唯一の点であるかのようにお考えを願つておりますれば、これは私のウェイトの置き方が間違つておつたと思うのであります。監督の点も、一つの技術的な点といたしまして、小規模なものを多数やるということに相なりますと、監督の点でも技術的に責任のとれぬものが出て参るのでないかと思ひます。

もう一つの、といひますか、本来の問題点は、私は後段に多少抽象的に、公共事業の全体について申し上げたのであります。土地改良も同じような考え方であるという意味で申し上げたのであります。大規模なものは国がいたさなければならぬ、あるいは国が府県というものの対して、助成をいたさなければ手のつけようがないじやないかという点、それがまた末端の方に参りまして、またいろいろ小規模なる単位の土地改良事業の、いわば根元になるようなものがある程度進めて参り

まして、お話しにございますような、農村で、あるいは自己財源で、あるいは今どの程度がお話の主体としてまわつてゐるか、ちよつとわかりませんが、農林漁業金融公庫で金融をいたしておきます土地改良の項目は、二十八年度において百十五億になつております。百億を相当越します金が、農林漁業金融公庫でまわつておりますので、お話をしように相当な効果は顯著であります。そういうような点から申しますと、国が直接助成の方法をとるといふ行き方よりは、そういうような金融の方法でやる方が、より全体のバランスの上から見てよろしいのだという氣持もあるいは国以外の団体との間に、どういふような仕事の分野の割付をいたして——そうかといつて、お前らかつてにやれと申しても、できない点があるにやろあるわけでございますので、それは先ほど申し上げましたように、農林漁業金融公庫の土地改良に關します金融面、あるいは私今正確に記憶しておりませんが、県でやつております仕事に對する起債、そういうような方面におきまして金のつけ方を考え、こういうことに相なると思ひます。

○川俣委員 そこで伺ひたいのは、一昨年以来いろいろ土地改良に關する農地改良事業に關する法案が出ております。たとえば湿地単作地帯法あるいは積集法あるいは傾斜地であるとかアカホヤ地帯であるとか海岸砂丘地帯というような法律が出てゐる。この土地改良法に基いて十分施行できる事業を、なぜ一議員立法でこゝういふようならぬから土地改良事業に

關する立法が出るとお考えになつておられますか、この点、どういふような見解でおられますか。

○石原(周)政府委員 最近二年くらいの間に、川俣委員お話のように、四つか五つかの特殊地域につきましての立法が出ておるわけでありまして、この立法がなぜ出るに至つたのであるかというお尋ねであります。これは政府が提案を申し上げたのでございせんか、どういふふうな推測しておるかというお尋ねだと思ひますが、これはいづれも特殊な地域でございまして、特殊な地域としての扱いをしてもらいたい、全体が一律の見方でやつてもらつたのでは、そういう特殊な地域の特殊性がよく映らないという点に、立法せられた趣旨があるというふうに考へております。

○川俣委員 一般的に土地改良のほか、特殊地帯についての特殊的な改良が必要だといふが、予算面からいふと、こゝういふふうになつて参りますと、一般的に部分が減つてしまつて、特殊地帯の土地改良事業に予算的な措置が講ぜられる結果になりつたと思ひますが、大蔵省はどういふふうにお考えおられますか。

○石原(周)政府委員 先ほど申し上げましたように、ああいうような立法の講ぜられた理由は、特殊な地域における特殊性の強調が足りないのじやないかというお考え方であらうと推測いたしますのでありますが、それは裏を返して申し上げますれば、その強調が足りないという点でございまして、従来もそういう特殊の地域に對しましては、それ／＼経費が入つておるわけ

であります。ただ特殊性の強調が足りぬじやないかという点であると思ひますが、今各個の、たとえば急傾斜地へ幾ら、何で幾らといふことを頭に持つておられますか、そういうようなことのために特殊に追加せられた金額といふものは比較的小さい。これはパーセンテージで申しますれば、そのために追加せられた部分といふものは、一割にも達してない金額じやないかというふうにお尋ねいたします。

○川俣委員 そういたしますと、この土地改良法によつて、いづれもそれらの法律が解消になる關係にある。わざわざ特殊立法が出て参るといふことは、これは大蔵省の認識並びに農地局の認識が足りないために、認識喚起のために出て来るものだといふことが一つ。もう一つは、土地改良法の本則がありまして、そういう特殊事情に對するいはゆる予算的措置が十分でないために、やはり予算の裏づけを必要とするといふことで、議員立法で出て来るのであらうと思ひます。その考え方をとるために、みんな単独立法をもつて大蔵省を責め上げなければ承知できないといふふうにあなた方はお考えになつておるのですか。それでありますれば、われ／＼もそのように考え直さなければならぬのですが、いかがですか。

○石原(周)政府委員 政府の立場と申しますか、閣議をもつて決定をいたしておられます内閣の立場というものは、これは予算案に明らかであります。それにもかからず、と申しまするか、特殊な地域に對する特殊なる配慮が足りぬじやないかという意味に

おきます議員立法がございまして、その議員立法に基きまして、若干経費が、何と申しますか、強調をせられた結果、増加をいたしておられることとであります。これは御参考に申し上げておきますが、予算の説明書の中に急傾斜に幾ら、それから積集地帯に幾らというような金が入つておるが、これは私の申し上げました意味におきましては、その根もとを一般的ににらみまして部分も入つておりますので、その金額を全部おつかまへになつて、先ほどのお話のように、これが特殊立法の結果であるとお考えになつては、これは根本の部分も入つておるのでありますから……それでは一々特殊の何らかの立法をして参れば、そのたびごとにふえて参るかという点であります。これは財務当局の立場を申し上げますが、これは冒頭に申し上げましたように、閣の経費の配分というものは、全体として越しがたい一つのわくを持つておる。そのわくを越しますと、経費そのものは先ほどお話をしように健全なる姿であるといつても、いはゆる悪性インフレーションといふようなことを心配しなければならぬことが出て参るといふことは、先ほど申し上げた通りであります。従いまして私どももいたしましては、そういうような特殊の立法をせられたと云ふに、立法せられた趣旨、そういう点につきましては私どもとして十分反省をいたすのであります。与えられたるわくの範囲内におきまして経費の割振りというものは、一々今のお話の特殊の立法をもつて注意を喚起すると申しますか、そういうような強調をもつて特に御注意をしていただかぬで

も、適正なる経費の配分をいたすようにいたすのが、財務当局あるいは内閣側の責任じやないかというふうに考えております。

○川俣委員 そういたしますと、どうも大蔵当局の意見だということ、注意を喚起されたというぐあいにして、若干予算を盛ることによつて、注意を喚起された分を埋め合はしておるといふ考へであります。ところが特殊立法をいたしました議員及び国会の意思は、若干の経費をもつて満足するものでありますならば、あえて単独立法などをもつて大蔵当局に対抗するということには出て来ないだらうと思ふのであります。それであれば、ここで土地改良の委員会等において十分そのくらいなことはなし得るはずであります。また運用の面でありますならば、これは行政運用の面について注意を喚起すれば足るのだと思ひますが、あえて単独立法が出来ますのは、若干の経費を望んで注意を喚起するという点だけで単独立法が出て来るというふうにあなは考へようですが、やはりそういうふうにお考えですか。もう一度これは御答弁を願ひたい。

○石原(周)政府委員 若干の経費の増加を望んで単独立法をするように考へるかというぐあひをお尋ねであります。注意を喚起する——と云うと語弊があるかもしれませんが、私どもの見ますところでは、内閣としてある与えられたわくの中における経費の配分をいたしまして、予算案を御審議願つておるわけでありまして、それに対して、どうも特殊なる部分に対する強調が足りないじやないかという意味で、いわゆる議員立法ができていますと

いうのは、それは全部の議員立法を申し上げるのじやなくて、先ほど来お尋ねの若干の特殊地域に関する立法がありまして、それにつきましては、そういう考へであります。

○川俣委員 私この際ちよつと大蔵当局の御答弁について、今度畑地灌溉についての特殊立法が出て来ましたが、提案者にお尋ねするのでありますが、注意を喚起するために出されて、若干の経費がつけばいいということ立法されたのであります。その点提案者にお尋ねしたいと思ひます。

○金子委員 ただいまの、提案者が畑地農業改良促進法を提案するにあつて、大蔵省に対して若干の注意を与えるとか、あるいは若干の経費予算を増加せしめる、こういう意図かどうかというお尋ねであります。これは全体より見まして、今の日本の現実に置かれた立場というものが、御承知のように輸出貿易の促進ということも言葉としては大きく取上げてあるけれども、実際にはそう行われておらない。一面食糧のために多額の国費を使つておる。こういう点から行けば、決して一つの職業に対する財政投資というふうな考へ方ではなく、国家自立の上において、食糧増産の必然性ということとは当然であると思ひます。そういうふうな基本国策の面からいつても、絶対食糧をふやすという点から一番効果的に考へられるものは土地改良事業でありますので、若干じやなしに、大きくこの点飛躍しなくては行けない。しかしながら、今までの土地改良のような漫然とした形で行きますと、いつも頭を切つてしまつて、中の割振りを若干ふやす程度に終つてしまつて、こ

の際一つくを確信的に前進したいと、こういうことが提案者の考へ方でありまして。

〔佐竹委員長代理退席、委員長着席〕

○川俣委員 大蔵当局にお尋ねするのですが、今これと関連して、また新しい特殊立法が提案されておる。今提案者の説明をお聞きになつた通りでありまして、いずれもこれは大蔵当局の今の御答弁と国会の意思とは、非常な食い違いがあると思ふのです。この際お尋ねしておかなければならないのは、これはどうもインフレを恐れたり、財政上の支出を予算の範囲内において行わなければならないという、非常に狭い見解で処理されておるのではないかと申します。なぜかと申しますと、今日や米が二百何円もするということや、いかに政治の貧窮であるかということを示すばかりでなく、これは国の財政の上に非常に大きな弊害をもたらすものであることは、私が申し上げるまでもないと思ふ。このように消費の面に動くや米の金額というものは、そんなに小さいものとは思われないうのです。しかもこれが直接生活のために使われる面もありましようし、や米が動いておられますのは、いわゆる飲食店あるいは高級飲食店に動いてる点も見がせぬ。そういう方面に大きく金が動いておることについては割合に寛大な考へ方を持つておられて、このような食糧増産のために農民が真剣に働いておる問題につきましては比較的冷淡であつて、そうして国家財政がまかなえればよろしいんだというふうな考へ方には、私はどうも納得がで

ないのであります。また外国から外米を入れて来ておりますが、このために支払われるところの外貨、並びにこれが安い値段で、原価を切つて消費者に配給いたしておりますが、これらの金の行方等につきましては、私は国家財政の上から見て杞憂せざるを得ない状態であるわけですが、それと比較いたしますならば、この土地改良事業にもつと真剣に大蔵当局が打込んでよろしいんじやないかという見解を持つておりますが、これは私の見解が誤りでありまして、大蔵当局はどういうふうにお考えになりますか。

○石原(周)政府委員 や米の騰貴をいたしております点につきましては、私は、私お答えをいたす立場にございませんで、その点はしばらく別といたしまして、財務当局として食糧増産の経費、たとえば輸入食糧の補助金、そういうふうなものとの関連においてどう考へるかという点についてお答えいたします。私どもの考へておりますところは、先ほど申し上げましたように、御指摘のようないろ／＼な、何と申しまするか、所得というものをでさるだけつかまえて、これを税収として確保するという点、これは久しく大蔵当局のやつて参つておるところであります。今後引続きやらなければならぬところでもあります。従いましてそういうような所得の捕捉ということにつきまして全力を注ぎます。あるが、その上で考へられます税収、あるいは雑収入、専売益金も加えてみまして、そういうような収入がある見当に押えて、その範囲のうちにございまする経費の配分の点につきましては、これは先ほど来お尋ねのよう

な重点の置き方についてのお考へも十分承り、われ／＼としても反省して参らなければならぬ点があると思ひます。ただ繰返して申し上げておきますのは、そういうような金であつて、将来輸入補助金もそういうために減るのであるから、従つて赤字をつけないで——と云うと語弊がありますが、金の限度というものをもし輕視して金を出せということでありますれば、財務当局としてはそれは参らないということをお尋ねしては得ません。これはやはり全体の通貨政策というものは、おのずから財政の限界というものはあるのであります。その範囲内における経費の輕重の点、そういう点につきましては先ほど来お話のように、現在相当巨額の輸入補助金を出しまして、あれだけの外米あるいは食糧を買つておるわけでありまするから、そういう点につきましての増産のためにできるだけの努力をいたすということにつきましては、私ども十分考へております。

○川俣委員 土地改良については、その投資が効果的に行われておるかどうかという点を、財務当局は非常に重大關心を持つて見ておられるというところは、これは私ある程度認めます。しかるべきであると思ふのです。ところが、これらの処置がよろしきを得ないために、去年あつてはヤム米、タイ米を買つたために、いわゆる二十一万トンの割当の中において買つた米を、これをいわゆる政府買付の準用米として、わざ／＼高く買つたようなあつて方をしておりますが、大蔵当局はこれに対して、何らか財政支出についての効果ということについては検討さ

れなかつたのですか。非常にあわてて買つたために高く買つたというふうな結果については、あまり御検討にならなかつたのですか、どうですか。

○石原(周)政府委員 たいま御指摘の点は二点かと思つております。一つは一昨年でございまして、あの一昨年の凶作、どうも農林省の発表のたびごとに数字が下るといふことで、割当二千二百五十万石というものは非常に無理であるといふような食糧需給の数字が、大体年末に近づきまして明らかになりまして、急遽、三十万トンであつたかと記憶しておりますが、緊急の輸入をいたすことに相なつたわけでありまして。この問題は主計局だけの問題ではございまして、そのために買い急ぎまして、向うの収穫時期の關係、出廻りというふうな關係を、何と申しますか、恵まれぬ条件のもとにやりました關係上、相当それ以前に比べても高値になつたという事實は、私も認めております。大体金額の限度と申しますか、トン当りをどの程度に押えるかにつきましては、これは私も大蔵部内で申しますれば、主計局のほかに為替局がございまして、外貨の割当をいたしております。そこら辺と連絡をとりまして、海外の事情もにらみながら、大体どの程度までのところで買うべきであるかというふうなことに、この相談は、そういうふうな早急買付は、なか／＼むずかしいようでありまして、相談を受けてやつております。

お尋ねの第二点は、そのうちの二十一万トンのものがタイからのGベール、政府貿易数字であつたというお話でありまして、何か今日の新聞に出た

といふことでございまして。その点につきましては、その三十万トンの内訳がどういふふうになつておるかという点、何分にもおとしのことでありますので、私はけさ新聞記事を見て、そういうふうなことがあつたといふことを記憶はしておりますが、どういふような話合ひになつておつたか、その責任の当局でございまして、承知いたしております。

○川俣委員 私は今所管關係の内容をここで暴露いたしまして、追究しようといふような考え方はないのです。一方においてそういうことが行われておるのは、これは国の食糧対策が十分でなかつたために起つて来る一つの欠陥の現われであるといふふうに指摘いたしたのでございまして。問題をさらに飛躍いたしますと、大蔵当局に、これはよほどお考えを願わなければならぬと思つたのですが、日本の農作上の歴史を見ますと、四、五年に一回くらい凶作が起つてはあつたのであります。凶作が最近ほとんど大きな凶作の事態が起つて来ませんのは、これは天候のためばかりではなくして、日本の農法が進歩いたしましたと同時に、一つは土地改良事業が行われました結果、天然に対抗する条件をみずから克服して行つたところに凶作の現われ方が少かつたので、これが現状であるといふふうに見なければならぬと思つたのであります。また反面において、九州災害等を見ても、それは天然資源に對しますところの治山治水に對する根本的な対策を講じておりましたために、今急激な財政支出をしななければならぬような天罰が来ておるのでありまして、これは大蔵当局に來た天

罰といふふうにお考えにならなければ、今後処理できないような天文学的な数字を要求される結果に相なると思ふのです。そのゆゑをもちまして、土地改良事業等に対しては、すぐ目の生産が上つて来ないから、効果が少いのだといふようなお考え方でありますならば、これは非常に大きな障害を將來に与へることになると思つたので、またおかしいと思つたのは、大蔵当局は、財政支出をいたしても、あまり効果はないのじやないかといふふうな考え方がちよい／＼出て参りました。農地局がだらしないので、大蔵省に百万べん頭を下げて交渉しなければ、応じてもらえないといふような醜態が出ております。これは私はとんでもない考え方だと思つたのです。なぜかと申しますと、大蔵省は大体税金をとるところで、これはあなたの所管でないでしようが、普通の利益でありますならば、大体一割か二割で、商人である場合、あるいは農業以外の場合であります。中小工業者のような場合、あるいは大資本家の場合であります。あるいは大蔵省から見て、一割か二割の利益、あるいは三割程度の利益より上らないと見ておられましようが、あなたは農民から税金をとる場合に、農民の利益は幾らと見ておるか。大蔵省は、大体六割が利益であり、必要経費は大体四割といふのが、大体日本全土を通じての大蔵省のとつております基準でしよう。農民だけは、米作の場合におきましては、収穫の六割が利益と見ておられます。必要経費は四割より見ておられませんか。こんなに利益の上る農業に對しては、われ／＼は利益がないと思つておりましたが、徴税の

方からいふと、四割の経費で六割の所得があると見ておられる。莫大な利益を見込まれておられますのに、わずかな土地改良で、こんなにけち／＼とお考えになつておられますか、その点がどうもわからないのですが、ひとつ御説明願ひたい。

○石原(周)政府委員 農家に対します課税の際の必要経費の点は、この予算の方を担当しております主税局の方の当局者をお呼び願ひまして、一応御説明願ひたいと思ひます。ただわれ／＼の、経費の歳出面の方について申し上げますれば、私どもの食糧増産の金の見方は、六割利益が上るとか、あるいは必要経費が何割であるという見地を一応離れまして、食糧の増産をどういふふうにして、全体の経費との配分のうちで、こういう重大なことをやつて参るかといふような観点から見ております。

○川俣委員 主税局が一体どういう徴税の方法をしておるか知らぬといふふうにおつしやいますけれどもこれは税率であるとか、どのような手續、どのような徴税方法をしておるかといふような具体的なことはおわかりにならないでしようが、予算を受持つておられる主計局が、大体農民の所得の中から、どれくらいを占めておるかといふ大づかみなものを持つておられないで計算をされるということ、これは大きな誤りだと思つたのです。やはりそれも誤つてないといふふうにお考えでしようか。

○石原(周)政府委員 農家の必要経費の見方といふものは、これは主税局の方で、税の徴収あるいは税のかけ方という問題として考えております。私の

方で今どういふような必要経費になつておるか、これは私不勉強のせいかと思ひますが、責任ある答をいたすことはできません。

○川俣委員 私は税のことを勉強してほしいと言つたのではない。これだけ国が土地改良事業のために支出したことが、効果が上つておるか上つてないかといふことに対して、重要な関心を持つておる。こういう前の御説明でありまして、それから一体どのくらいの税金を納めておるか、あるいはどのくらいの経費を必要経費と見て、どのくらいの徴税対象になつておるのだといふことをお考えにならないで、この財政支出の効果が上つておるかおらぬかという見当のめどはどこに持つておるか。それくらいのことを持つておらなければならぬはずだ。効果が上るか上らぬかというその判定は、やはりそこが基礎にならなければならぬと思つたのです。そこを基礎にしないで、土地改良に對する財政支出の効果が上つておるか上つておらぬかという限界は、どこにめどを置いて、どこを目途としてお考えになつておられますか。

○石原(周)政府委員 現在増産の効果といふことにつきましては、農地局と私の方でいろいろ相談をいたしておりますのは、大体におきまして、反当にどのくらいの金がかかつて、それがどの程度の収益を上げておるか、これは米に換算してのことでありまして、それにそれ／＼の事業がある。開拓がある、干拓がある、あるいは土地改良がある。暗渠排水がある、こういうふうないろ／＼な費目につきまして、反当りあるいは一万円当りというふうな計算での調べをいたしております。それ

は各個の事業の効果であります。全体として、たとえば本年度の計画では、どういふような増産効果が出て参るか、これと経費との関係において見て行くわけでありませう。それがとりあえず現在農地局との間において相談しております増産効果というものの一つの面であります。

○川俣委員 もちろんこれは収量が基礎になりましようが、収量の中でも、収量が上つた結果、税としてどれくらいはね返つて来るかということも、当然考慮の中に入れるべきだということに思ふ。そういう点から見ますと、相当大なる徴税対象になつておるのであります。これは國税ばかりではございませう。地方税等も含めまして、相当なね返りを見ておられなければならぬと思ふのです。従つて増産の結果、相当の税収が上るといふことも、これは考慮の中に入つていなければならぬと思ふ。詳しいことを別にお聞きしようと思ふのですが、幾ら上つてゐるかというふうな意味の——これは大蔵委員会と違ふのであります。問題は土地改良の上にとどの程度の理解を持っておるかということですが、たにお尋ねしておるのではありませんが、私は今までの説明では、やはりどうも土地改良に対する理解が不足ではないかと思ふのです。特に土地改良が行われるにつぎましては、先ほど来、大規模なものについてどうしても大蔵省は進みやす、比較的一番能力が上る、効果が上る小規模な土地改良に対しては非常に理解がない。最も効果的な小規模の土地改良に対して理解がないというところは、ほんとうに財政の効果を真に願つてのものであるかどうかとい

う点について、非常な疑問を持つたのであります。この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○石原(周)政府委員 ただいま全体の何と申しますか、國とそれ以外の団体の間の仕事の配分と、財源をどういふふうにしてその方の団体が確保する

か、その点の力の入れ方が足りないというふうなおしかりであります。私先ほど申し上げましたように、農林漁業の金融公庫を通じて出してあります土地改良の金でございますけれども、これは全部が土地改良になつていないと思ひます。補助の裏側の分がございまして、それを含めまして、百十五億という金でございまして、去年に比しまして、今年約四割増加をいたしました。百六十億になつております。それに対して百十五億という金が出ておるのであります。これ以外に、先ほどおことわり申し上げましたように、起債で出ております。地方団体がとりまします金は、私どもも、記憶いたしておりますが、全体の仕事の配分から見まして、金額の配分というものを、お話のように考えなくちやならぬと思ひます。今申し上げた数字は、やはりそういうふうな全体の仕事はどう進んでゐるか、それによつて金融という面でもどういふふうになつて行くか、そういうことで百億という金を出してゐる。そこら辺のバランスのことを今後とも考へて参りたい。現在のところは、そういうふうな筋道で全体の進み方をして行きたいと考へております。

○川俣委員 もう一つお尋ねするが、大蔵当局では、それじや農林省の農地局で、地方の要望、農民の要望、府県

の要望、団体の要望等がある程度制約をいたしまして、農地局が大蔵省に要求をいたしておりますが、この要求が非常に不当な要求だといふふうにお考へになつておられますか、どういふふうにお考へになつておられますか。

○石原(周)政府委員 食糧増産対策費全体の要求につきましては、前年度の査定のお話でございまして、今年度予算の編成におきまして、相当大幅の削減をいたしましたことは事実であります。しかしそれは、農林省が非常にかけ離れた、実績を無視した要求をしておるかという点に相なりまします。農林省は一応五箇年計画というものを持っております。その規模で、第一年度としての要求を持つて参つたのでございまして、必ずしも不当な要求をしたといふことは考へません。ただ最前から申し上げました全体の予算の割振りの点からいまして、そういう金額はちよつと入りかねるということでありま

す。

○川俣委員 そういたしますれば、要求が不当なんでもないし、ただ財政面からだけということになりますと、ほかとの均衡から考へてみて、予算を編成せられておられます。あなたのところの理解が足りないために、そういう結果になつておるといふふうに見えてしうのです。また理解があるけれども、努力が足りないために、こうなつておるといふふうに見えてしうのです。その点について……

○石原(周)政府委員 理解があるかないかというところであります。財務当局の考へておられます。財務の第三者の判断でございまして、私の方で理解があると考へられるか考

えられないかということ、ちよつとお答えをいたしかねます。ただ繰返し申し上げておきますことは、予算のわくがございまして、農林省の要求せられるような金額は、これはそのまゝには入り得ない実情にあるということを申し上げます。

○川俣委員 最後の質問をいたしますが、どうも今までの御答弁によりまして、国会の意思があらましても、それは注意を喚起された程度で、予算的措置はできないのが現状だ、こういうふうな御答弁であります。私ども本委員会といたしまして、それでは満足できませんので、あらためてこれは委員長において御考慮になりまして、何らかの意思表示をしなければならぬと思ひますので、私はその意思表示をする機会をあとに求めまして、大蔵当局に対する質問を打ち切ります。

○井出委員 足鹿農林。私は畑地農業改良促進法案について、二、三確めておきたいと思ひます。

大体は先刻の金子委員の提案理由の説明でわかつたのであります。ただ明らかにしておきたいことは、先国会を通過いたしました海岸砂地地帯農業振興法との関係をどういふふう

に考へておられるか、提案者なりまた政府は、その行政的な運営の責任をどうとりにするのであるか、いつまでも提案者がこれを実施するというわけには参りませんから、その執行の衝に當つておる政府の方から、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○金子委員 畑地灌漑の実施面に当りますと、ただいま御質問のように、昨年度の砂丘地帯の問題も、結局一つの

方法として、灌漑というものが大きな問題になつて来る。この畑地改良の問題も、灌漑ということが大きな、事業分量としての主軸になつてゐるといふ立場から、実際に今度は予算を振りわけるときに、この灌漑の予算を、畑地灌漑の計画の中に出した面積と、それからもう一方、前年度にきめました砂丘地帯の立法の中で計画された面積と、二色のものがいわゆる灌漑の対象になる。それに対して予算をどういふふうに使つかというふうな御質問の要旨であります。もう一ぺんお伺ひします。

○足鹿委員 法律の面で申し上げますならば、改良促進法第二条の問題で、ここに資料としていたしております中で、政令で定める基準といふものの内容を見ますと、約二十四万五千町歩の灌漑可能地から、海岸砂地地帯振興法のあれを除いたものを、このたびの立法による法の対象、並びに予算のわくに組んでおると私は理解しておるわけなんです。提案者の御意思もそういう御意思であるかどうか。

○金子委員 これは事務的に予算の使

ておるようであります。

○足鹿委員 要するに、資料の畑地灌漑計画の中で、二十三万五千町歩の畑の土地改良面積中、灌漑可能地なるものがそういうことになっておる。これから海岸砂地帯の畑地灌漑四万五千町歩を除いた十九万町歩について実施をする。反当単価を二万三千円、平均補助率を四割五分——県営事業を五割、団体事業を四割、平均をとつて四割五分というふうはこの資料にあるのですが、この資料ではどうもはつきりしないので、その点を提案者なり、農地局長にはつきりしておいていただきたい。ただこれは金子君も御存じでしょうが、本年の海岸砂地帯振興法に基づく予算措置は、大体二億三千万円程度で、そのものの半分、五〇%程度と上まわつた程度のものが、海岸砂防林の予算に使われるようになっております。あとは今度の畑地農業促進法の対象としておるものと何ら相違はない。実際的には、予算上における基準が同じで、同じような性質の仕事をする場合に、はつきりしておきたいと思ふのです。ただその二億二千万円に約八千万円を加えて、三億円程度のもののでこのたびの予算的裏づけをやつたという提案者の説明であります。この約三億円というものは、この前の砂地帯のものとは除外して、新しく設けた費目であるかどうかということなのです。

○金子委員 二つの点を御説明申し上げますが、ここに出示した資料は、今度の計画に対して集めた資料ではなくて、これはずっと前につくつた資料でありますので、その資料の数字についてはは政府委員から説明させますが、

既定予算の八千万円というのは、ただいま申し上げたように、その約七割くらいのは砂丘地の分が入つておるわけでありまして。砂丘地の分が六千何百万円かあると思ひます。ですから畑地灌漑として砂丘地を除いたものは二千万円ばかりしかない、こういう実情であります。

○足鹿委員 もう少し事務当局からはつきりさしてくだされう。

○平川政府委員 この畑地灌漑の可能地というものを一応調査いたしましたところでは、約二十三万五千町歩という数字が各県から集まつておるわけでありまして。このうち四万ほどが海岸砂丘地に該当するわけですが、海岸砂地にについては先般の特別立法で、大体これと同じようなやり方でやり、畑地灌漑施設を特別に行うことができるようになっております。今回の、その他の一般の畑地については、そういう措置がとられておりませんので、一応海岸砂地帯と、その他の畑地灌漑適地とを仕訳をいたしまして、海岸砂地についてはその方の特別立法をもつていたしたい。その他の一般の畑地についてはこの法律によるということ、予算もそれ／＼の面積、その他に應じて仕訳をするというふうにいたしたならば、いかにかと考へております。しかしこれはもちろん今後の問題でございまして、さしあたりこの法案が提案されましたについて、一応の資料といたしましては、そういう考へに基いて仕訳をいたしたのでございまして。

○足鹿委員 仕訳をしていただくことはけつこうなのですが、私の言うのは、海岸砂防林というものを除いたあとの仕事というものは、このたびの農業改良促進法案の内容と一つもかわつてはいないのです。砂地帯の振興法と同様なのです。従つて一応この前私どもが承知したところによると、海岸砂地帯には砂防林を含んで、約二億三千万円の予算が本年度予算に計上されておつた。そのほかに畑地農業改良促進法案の対象となる裏づけの予算の、今金子君の言われた二億二千万円というものは、このたびの予算修正によつて新しく取上げられたものである。それにプラス八千万円というものがさつきの御説明にあつたが、この八千万円はどこから出たもので、今後どういうふうになるかということなので、それが砂地とダブルをなすということ。それでは意味をなさぬというのです。

○平川政府委員 ただいまお話のありました八千万円の畑地灌漑の予算というものは、これは一般的に畑地灌漑の全体を含めての畑地灌漑の可能地に対する当初の認められた予算で、これをどういうところを使うかということについては、今後具体的な地区をきめまして、これに入れて参るといふことで、当初出した予算に追加いたした部分は、海岸砂地の法律に基いて、それに対する施設としての畑地灌漑の施設が六千万円ほど含まれております。六千数百万円というものが、新しくプラスになつて計上されております。御指摘の八千万円という当初から載つております分は、これは全国全体を考へておるわけなのです。

○足鹿委員 大体わかつたやうですが、そうしますと、その八千万円というものは、砂地帯という特定な予算のものではなくて、政府の一般の畑地灌漑等を中心とする一般予算である。それにプラス二億二千万円というものが、このたびの予算修正で加つて、計三億円でございまして、この畑地農業改良促進法案の予算的裏づけと見なす。こういうふうな理解をしていいわけですね。ダブルしておりませんか。その点さえ明らかになればいいのです。

○平川政府委員 そういうふうな考え方でありまして。

○足鹿委員 それで第一問は大体わかりましたが、第二問の「これらの畑地が集团的に存在する地域をいう」というので、定義が一応なされておると思いますが、これは一応明らかにしておかないと、あとで問題が起きて困りますので伺ひます。先刻の金子君のお話では、一単位五町歩というふうな言葉があつたように思ひますが、これはもちろん審議会ができれば御諮問になつて、一つの指定単位を御決定になると思ひます。そうしますと、まず府県の全部を指定し、あるいは府県の一部を指定するというふうな法律はなつておりますが、府県を指定しない場合といへども、大体一単位五町歩というものは、この法律の対象として取扱つて行く考へでありますか、先刻の金子君のお話、私も同感なので、なるべく単位を狭めて、そして末端の営農者に国の施策の手が延びて行くことを私も年来希望しておるのでありますが、要するに県の指定があつた場合に、初めて五町歩という団地、あるいは一町村、あるいはある一定地域というものが指定になるのでありますから、県の指定の有無を問はず、やはり五町歩以上のものは一つの団地として、指定条件を備えたものとして指定になります。

○金子委員 ただいま御指摘になりました点は、この法律の施行上、一番重要な点でありまして、本来ならば、こういうことは最初から明らかに法律に書きたいのでありますが、しかしこれは従前の例から申しまして、大蔵省が、非常に大きい単位のものでなければ監督できぬとか何とかいうふうな、いろいろの問題がありまして、年々国会の各農林委員が、この経営規模の問題でやかましく言われるにもかかわらず、相当大きな面積でなければ助成の対象にしないということ、今日までやつておりますので、今後お話をうかがひます。先刻の金子君のお話では、審議会の意見も十分尊重しなければならぬ。私が提案者として、大体五町歩を目途としてやりたいということは、提案者たる私の考へ方でありまして、今後の折衝上、この点に相当努力しなければならぬと思つておるのであります。

かどうか、その辺はどういうふうになりますか。

○金子委員 政府の御見解はどうですか。私は、この点が一番中心だと思ふのです。従来積雪寒冷地帯の場合におきましても、まず府県なり、あるいはある地帯を指定したあとでないか、該当町村があつても指定から漏れ

それから県を指定するという場合であります。かりに五町歩以上のものを対象とするというふうなことになるかと、そこに五町歩以上の対象になる村が出て参りますれば、それが県に上る。そうすると、その県は当然その指定の要素を持つという見解を私はとつております。

る。いわゆる二段がまえになつておつたために、事実必要な地帯が、指定から漏れておるといふ事態がある。ところがこのたびの畑地農業改良促進法なるものは、これはあとでもう少し指摘して尋ねたい点がありますが、特定の条件というものは別にないはずなんです。ある畑地というものがあれば、それでよろしい。それが気象条件とか、あるいはその他の特定の条件によつて制約を受ける性質のものではないと思ふ。従つて積雪寒冷地帯であるとか、あるいは急傾斜の場合であるとかいうものは趣きを異にしておると私は思ふ。従つて提案者の御趣旨のように、農地局は、政府は、審議会の意見を聞いて、いわゆる府県の指定を経ずして、あるいは府県の指定基準に面積等によつて拘束することなく、下から上つたものを指定して行く用意があるかどうか、その点を明らかにしてもらいたいと思ふ。

○平川府委員 これはやはり二段がまえの指定の法律構成になつておりますので、そういう方法はとらなければいかぬと思ふ。ただ、今の対象となるべき一団地の面積の問題につきましては、ただいままだにいわゆる補助対象として、五町歩程度まで下げることでできるかどうかということになりますと、今後の大蔵省との折衝の問題になると思ふのであります。われわれといたしましては、特に畑地灌漑の問題につきましては、かなり小規模のものを対象に考える必要があるのじやないか、事業の種類や性質からいたしまして、かなり小さいものまでも取扱ふ必要があるのじやないか、こういうふうな考えますが、これについて

は、一応やはり助成の問題になりますので、補助金を出すということになりますと、やはり今後大蔵省と折衝した上できめて参らなければならぬというふうな考えております。

○足鹿委員 いや、その折衝をなさることはいいんですよ。それはいいんですが、要するに府県にある一定面積以上なれば指定をすることができないとかいう問題を、どの程度にお考えになつておるかということなんです。たとえば瀬田の場合は、一千町歩というところでは引かれたために、いわゆる一千町歩未満のものはその指定から漏れておる。それではこの立法の趣旨に沿つていと思ふ。だから五町歩ということが、かりに無理であるならば、ある程度増産の効果が期待できるもの、ここに資料をいただいてありますがこれを基とすると、全国で、長崎の百七十五町歩とか、奈良の百四十五町歩というようなどころが最低になつておるのですね、そういう地帯も、やはりある一定の条件に満たすとか満たないとかいふことで除外をされるかどうかということなんです。これを明らかにしなければ困るというのです。

の議を経てきめて参らなければならぬ。われ／＼の気持をいたしましては、県単位における面積が比較的少いために、県全体をオミットしてしまふということについては、この畑地灌漑の設備の問題としては、そういう考え方をとらない方がいんじやないか。県としては全部対象に扱ふということの方がよくはないかと思つております。

○足鹿委員 大体御気持はわかりましたが、明らかにしていただきたいことは、少なくとも二十七年の三月にお調べになつたものであつて、これは砂地地帯のものを含んでおりましたが、それから四万五千町歩を引いたものというところになりまして、面積がいろいろかわつて来る府県が、その条件において出て来ますがそれがあつても、とにかく提案者が趣旨の説明をされたように、五町歩以上のものが積み上つて、その府県が五十町歩にならうか、あるいは百町歩にならうか、とにかくその面積にこだわらずに、その該当した町村にこのものがあれば、その府県を指定する。その府県知事は、さらにその市町村を指定するというふうには、はつきりなさるといふ御用意がなければ、大蔵省と相談をすべきであるというようにおきかぬ。毅然たる態度をこの際におきかぬと、この問題については、先でまた問題が起きて参ります。その性質上、そういうことに線を引くべきものではないかということはお気持はわかりましたが、その点をもう少しはつきりしていただきたい。と申しますのは、ここに畑地農業改良促進法第二条の規定による畑地指定基準といふものがある。この指定基準を見ると、今私が心配しておつたような点

が、また出て来るんじゃないかと思ふ。水源の取得が経済的に可能であるという、きつめて抽象的な言葉が、まず冒頭にうたつてある。そして「土壌は砂土、砂礫土又は火山灰土等であること」となつておる。「等」という字がありますから、これは融通性があると見ますが、ここにたとえば粘土を交えた、いわゆる重粘土地帯ではないか、粘土を主とした土壌地帯もあるし、いろ／＼土壌には、千変万化で変化があると思ふ。ですからこれらの点について、しやくし定規でなされて行くといふと、だん／＼また適用除外に追い込まれて行く可能性もある。また(四)の「作物の成育期間に連続早天日数十日以上が三年に一回以上あること」というものになると、これまた気象の条件によつて制約が出て来る。積雪寒冷地帯のときも、いわゆる過去の測候所の天候等に基く資料の不備等があつて閉塞を起した先例があります。でありますから、なるべくこういうことは、私はきめないう方がいゝのではないかと思ふのです。

それから「地下水水位が一米以下であること」といふようなことを、もうきちんときめてしまふと、またそこに運用上において疑義が出て来る。「砂土とは粘土の含有量が一二・五％以下のもをいう。」「砂礫土とは、粘土の含有量が一二・五％から二五％までのものをいう。」というふうなことにい／＼な制約が出て来ます。このように、これはなか／＼判定上問題が起きて来やしないか、その点を運用上において、審議会ができることでありましようが、特に従来問題を起

したようなことがないように、少くとも、提案者が今提案の理由を述べられたように、五町歩を一つの単位として、その五町歩が連続してあるかないか、あるいは点在しておつても、その町村に五町歩があるならば、農民がやりたいという気持があるならば、でき得る限り広汎に適用させて、そうして立法の精神を生かして増産を期待する、こういうことにならなければならぬのではないかと思ふわけなんです。この政令案の内容というもののについては、運用上においてどういふふうにお考えになつておりますか。

○平川府委員 これは、畑作地について灌漑の設備をするということが、非常に増産の効果が大きいというものに対して、灌漑設備を普及して行きたいということが立法の趣旨でもあらうと思ひます。またわれ／＼の土地改良の一つの題目として、従来考へておりますところもそこにあるわけでありまうから、いたずらにむづかしい条件を課して排除して行くということは、毛頭考へるべきじやないと思ひます。従ひまして、現在一応の材料といたしまして、もし基準でも設けるとすれば、こういうようなこともどうだろうかというものが、資料として出ております。しかしこれも、きつめて技術的に見ますと、灌漑を必要とするような畑は、大体この条件に当てはまつておるものよりであります。しかし、なお審議会の意見を聞くというところになつておりますので、そういう御意見も伺ひまして、われ／＼として、実際にいゝ灌漑の施設が効果のあるという地帯については、できるだけこれを包容するような考え方で参

る。いたずらにこの条件のために除外されることのないような考え方で参るということについては、毛頭異議が参りません。そういう考え方で運用して参りたい。従つてたゞいま参考としてお示しいたして参ります。その間、具体的なこれではまずいということとがございますれば、これは直すことには決してやぶさかではございませ

○足鹿委員 これは金子さんにお尋ねしておきたいのですが、第二条の「これらの畑地が集团的に存在する」この「集团的に」という意味の解釈はどういうふうになりますか。

○金子委員 集团的に存在するということが、一つの水利あるいは一つの井戸というもののから水路を設けて、それが一つの区切りの中で行けるという狭い意味の集团と、それからその地帯に、かりに百町歩の団地がある。その中で三箇所にわたつて、かりにここに三町歩ある、ここに二町歩ある、ここに一町五反あるというふうには、三箇所で井戸を掘つて灌漑すると、探算的に有利だ。それ以外のところは、区画整理なり、土地の客土なり、あるいは心土を抜いて行かなければ、不可能だから、それは探算的にならないというふうなものがある。そういうときには、そういうふうな三箇所にまたがつてお

りまして、その団地を一つの事業地帯として施業する。実際に手を加えるのは、あるいは三つにわかれるかもしれぬ。しかしながらそれはやはり一つの対象とすべきだということをやりませんと、畑地灌漑の特殊性というものは生きて来ないというのが提案者の考え方でありま

○足鹿委員 最後は大蔵省と折衝するというお話でありますが、農地局長は、大蔵省と何をどういうふうな御折衝になるのですか。何かまだ大蔵省との間に折衝未済の点があるのですか。あればそれは何ですか。

○平川政府委員 この法律そのものから申しますと、政府が予算の範囲内において助成をするということになつております。

この助成を具体的にいたします場合においては、どういふ対象に対して助成するかという点について、大蔵省の了承を得なければならぬわけですが、そこで具体的には、先ほどから問題になつておりますような、五町歩という単位を補助の対象にするかどうかという点について、現在は御承知のように、二十町歩というものが一応補助の限界になつてお

りまして、それ以下のものは農林漁業金融公庫の行う資金融資で行くという考え方になつておりますので、この点について話合ひをいたしませんと、たゞいまお話のような五町歩までを補助対象にするということ、ただちには申し上げかねる、こういうことではあります。

○足鹿委員 第八条の第三項の問題が、今私の言つておる点なのですが、必要な資金の融通またはそのあつせんにつき、計画を定めなければならぬという点になつておるわけなので、この必要な資金の融通またはそのあつせんという点になると、今局長のお話では、農林漁業金融公庫というお話がありましたが、農林漁業金融公庫とは、大体この点については、すでに対象として、利率はどういう程度で進めて行くかということについて、話

合ひはつておりますか。

○平川政府委員 現在、農林漁業金融公庫の土地改良に対する貸出し費目の中に、こういう種類の補助を受けない土地改良事業に対する融資という項目があるわけですが、もとより総額が足る足らぬという問題は別といたしまして、これらの小規模の畑地灌漑事業は、融資対象になつております。こういうものにつきますのは、五分の利子で貸し付けるということに規則ができております。

○足鹿委員 最後に、これは大体時限法になつてお

りまして、昭和三十四年三月三十一日限りその効力を失うという点になつてお

りまして、これは大蔵省が、この中で、年次計画として、現在農林省が考へておる大蔵省の概算はどの程度のものであります。昭和三十四年までに、本年度からこれを実施して、その年次別には、どういふものを御考へになつてお

ておるわけではございませ

○井出委員 小枝一雄君。皆さんから詳細にわたつた御質疑があり

○小枝委員 私は簡単にいいのですが、御質疑を申し上げたいと思

○金子委員 たゞいま芳賀委員の御指摘になりました点は、まづ同感でありまして、この畑地の農業改良というものは、いわゆる畑地生産に對して、水利を主体として大きな農業改良に前進しようというところにねらいを持つてお

○平川政府委員 陸稲を植えておりますようなところで、そういう水不足のために施設を要するようなのは、もちろんこの中に入ると思

○芳賀委員 今までの積弊法、急傾斜あるいは海岸砂地とかの特殊立法は、条件が非常に劣悪であるというところが、一つの大前提になつたわけであり

○井出委員 今までの積弊法、急傾斜あるいは海岸砂地とかの特殊立法は、条件が非常に劣悪であるというところが、一つの大前提になつたわけであり

○金子委員 たゞいま芳賀委員の御指摘になりました点は、まづ同感でありまして、この畑地の農業改良というものは、いわゆる畑地生産に對して、水利を主体として大きな農業改良に前進しようというところにねらいを持つてお

○平川政府委員 陸稲を植えておりますようなところで、そういう水不足のために施設を要するようなのは、もちろんこの中に入ると思

てかかることも、若干の今までの関係と同じように見られない点があるの

であります。ただ地域指定をするという考え方は、国家全体の計画を立てる上に、一つの計画の基礎を立てるという意味において重要性があるのでありまして、その地域からはずれておつたからだめだとか、はずれておらないからとかいうことよりも、一つの計画の基礎を立てるという意味において必要だと、こういうふうには提案者は考えておるわけでありまして、従つて、これを今後実施する場合になりますと、比較的大きい範囲のものを、できるだけ全体を包含してその対象にする。ただ、実施する場合、規模が大きいとか小さいとかいうことよりも、むしろ一反歩当りの施設費が比較的安くて、それによつて採算的に有利であるか不利であるかというところの方を、事業を先に着手するか、あとまわしにするかという順位の主体に置くべきだ、こういうふうには提案者は考えておるわけでありま

す。

○芳賀委員 次に単価の問題です。経済的の面が必ず伴いますが、二万五千円という算出の基礎は、どこから出ておるかということの内容的な説明をお願いしたい。

○小川説明員 二万五千円につきましては、一つの基準の設計をつくりまして、基準の設計から得たものと、現在数地区、計画書をつくつてやつておるのがございまして、その設計によりまして、反当二万二千円から二万七、八千円くらいの範囲で、事業費が計画されておるのであります。それで一応全体のものを計画します費用といつたしまして、やや平均に近い二万五千円とい

うものを考えたわけでございます。

○芳賀委員 なおお知りしておきたいことは、畑地灌漑というものが、概念的にいますか、具体的にどうか、どういふような施設をして、どうなるのだという、それがどうも明確でない。たとえば本委員会でも、かつて埼玉地方の陸田の状況などを視察したわけでありまして、ああいうものの形態から連想して、ややそうであらうというふうな想像もひとつはつくわけですが、不勉強でまことに申しわけありませんが、こういう点についての輪郭を明らかにしてもらいたい。

○金子委員 畑地灌漑の具体的な輪郭というものは、どういふことかというのであります。私が、提案者といつたしまして考えておりますことは、畑地灌漑をやりましたその結果は、どういふものを指すかということについては、非常に区々まちまちだと思ひます。その区々まちまちの土地の立地条件、土質、水の量、そういうものに關係いたしまして、同じ畑地に水利を用いた場合に、その場所によつて非常な差ができて、形が違つて来ると思ひます。たとえば陸田というものの一つの直播をいたしまして、麦なら麦の間作に陸田の直播をして、そうしてそこに一旦水を入れますと、一番除草した後

は、またたく水田として管理できるやうなりつばな土質と、同時に水の供給状況を持つておるといふ所は、ほとんど水田に近い形において肥培管理がなされる所もありましようし、また水利もそれほどよくないし、水の量も自由にまかせない。しかしながら、乾燥地であるために早魃の被害をほとんど年ごとに受けるというやうな地帯

におきまして、そこに適当な水利なり、あるいは貯水の施設を設けますことによつて、早魃時に早魃予防の灌漑をする。これも一つの畑地灌漑だ、こ

ういふやうに考えております。ただいま御指摘になりました畑地灌漑というのはどういふ形のものでござるかという点については、その土地の状況と土質、水利その他によつて、おの／＼その土地の環境を百パーセント生かして得るやうな形になりますので、その結果は一律でなく現われて来る、このやうに考えております。

○芳賀委員 なお小規模のダム建設ということは、これには全然付随しないわけですか。そうすると非常に費用がかさむというので、二万五千のわくからはみ出るといふことになると思ひますが、そういう点はいかがでしようか。

○金子委員 ダムの問題になりますと、一般のこれ以外の土地改良、あるいは総合計画等から来ますところの水利というものが、別なわくから出て参ることがありますが、その末端をこれによつて処理するといふことを考えておりました。畑地灌漑のために相当大きなダムをやるといふやうなことは、相当規模が大きくなりますので、当初の予算ではそういうものを数少く計画することよりも、最も採算的なものから、直接経済的にも生産が上り、しかも時間的にも経済的にも端的に生産が上る所から着手すべきじゃないか、こ

う、こういう着想から發展して行く

と、国が考えておるやうな食糧増産計画に対しては非常に具体性が出て来ると思ひわけですが、こゝういふものはむしろ政府当局としては、当初から考へて立案すべきものじゃないかと私は考へるわけでありまして、こゝういふ点には全然お気づきはなかつたのですか。

○平川政府委員 政府としては、この畑地灌漑の施設というものは食糧増産計画の中には盛り込んでおりまして、ただこゝういふ立法を伴つて各村から計画が出て来るという形を考へておりました。畑地灌漑の計画は、現在でもいろいろ各県から出ておるわけでありまして、これに対する助成といふことについては、大蔵省ともやましく交渉をいたして参りました。ただ比較的新しい仕事でありますために、大蔵省の理解がなかなか得られませんでした。ようやくこゝ一、二年前から予算として新しい項目になつて来たといふやうな状況でありますので、われわれの五箇年計画、あるいは食糧増産計画におきましては、相当大きな項目として掲げておるわけでございます。

○芳賀委員 次に伺ひたいのは、敗戦直後、食糧の緊急性からいろいろ無理な開拓とか干拓を行つて来ておるわけですが、現在、やや安定化され、正常化されようとする情勢の中において判断した場合におきまして、相当無理な事業が現在継続されておるといふ面が非常に多いと思ひのであります。たとえば一例を千葉の印旛沼とか手賀沼の干拓にとつてみても、両湖の湖面が大体三千町歩、湛水面積がそれに達する七千町歩ある。これを完全に干拓して農地を造成するためには、

百三十億くらいの金がかかるというやうなことを考へた場合に、これは一反歩大体十三万くらいの金がかかるといふことです。現在のやうな状態で行く

と、三十年も四十年も後でなければ一つの事業が完成しない。しかもそれが継続予算でないといふことで、毎年毎年やつてはおるけれども、実際今行つてみても、いつになつたらそれが一つの雄大な夢が實現するかわからないといふやうな状態に放置されておるわけでありまして、こゝういふやうなものに関連して考へた場合において、すでに再検討を要するやうな、しかも大きな国家財政の投入を行つておるといふ面については、従来の計画をこの辺で再検討を加えて、もう少し効率的な農業の近代化、あるいは食糧増産の方に転換させるやうな面も出ておるかどうかといふことについてのお考へがあら

ば表明願ひたいと思ひます。

○平川政府委員 お話のやうな点が絶無とは言えないと思ひのであります。こまかい点については、問題があるやうな大きな事業で、特に御指摘のやうな大きな事業で、実際問題として何十年もかかるというやうなものは、それについて何らか現在の技術なり、あるいは資材の点なりといふものを前提にいたしまして、計画自体をある程度修正した方がよいと思ひれるものについて、できるだけ修正したい。御承知のやうに終戦直後の状態におきまして着手しましたものにつきましては、やはりある程度当時の資材事情なり、当時の電力事情なりといつたやうなほかの条件が、相当計画を制約しておる面もあるわけでありまして、現在の状態に直して考へてみれば、計画自体がそ

のコストから見まして、また事業のスピードから見しても、改訂の必要があるのじやないかというようなものにつきましては、思いつて改訂を加えて参りたいということを考えております。

○芳賀委員 先ほど一例として取上げた千葉の干拓事業は、第一期の仕事として疏水路だけを抜くということだけでも非常に難事業であるというように私たちは見ておるわけでありまして、農地局長としては、はたしてあの疏水路を抜くことは何年後に完全に自信を持つて行われるか、こういう見通しがあればこの際お伺いしたいと思ひます。

○平川政府委員 印旛沼の問題につきましては、今相当手を入れました、具体計画について検討をいたしておりますが、第一期計画の疏水路を抜くだけでも、数十億の金がかかる計画になつております。現在のような年に二億数千万円という予算でありまして、これだけでも十年以上かかるというような状態でありまして、この疏水路の抜き方そのものについても、今検討いたしまして、少くとも十年以内に、なるべく短かい期間において、ある程度の効果を發揮するような計画に直して参りたい、かように考えております。

○芳賀委員 時間がありませんので、この程度にしておきたいと思ひますが、特に委員長にお願したい点は、ただいま一例をあげたのですが、印旛沼の干拓事業等について、委員長の御配慮によつて適当な機会に調査を進められんことを希望する次第であります。

○井出委員長 承知いたしました。

○川俣委員 私は農地局にひとつお尋

ねして、決意をお伺いしておきたいのですが、こういうふうな細地灌漑なり、いろ／＼特殊立法が出て参りますと、それに属する技術陣営がやはり強化されて行かなければならないと思ひます。現在持つておられます出先であります農地局の中には、十分これらの技術について――農業土木というものに非常に日本で遅れておりますために、これに對する認識あるいは技術の面について、十分な処置がとれてない面が多々あると思ひます。これは農地局が専門技術を持つてという意味ではないのです。幾分なりとも技術についての理解なり、一つの見解を持つていなければ、行政部門を遂行できない、そういう意味で出先機関の研修というようなことがこれは真剣に考えられなければならぬと思ひます。これら、これがいつも投げやりになつておるのです。こういうことが、非常に實際上の能率を上げる上に大きな影響を与えるのであります。これに對する見解を承つて、ぜひともその実現を望みたいと思ひます。

○平川政府委員 この点につきましては、私も非常に痛感をしており、ところでございまして、ことに戦時中に学校を出ました人々においては、相当技術的に落ちておる点もありまして、実は昨年度におきましては、特に大蔵省の了解を得まして、予算の中から流用を認めてもらひまして、臨時に研修を実施いたしました。ただ何分にも技術の研修でありまして、大量に、一ぺんにはできない。本年度はようやく大蔵省の理解を得まして、ある程度の予算を計上いたし、すでに実施をいたしております。まず各県、あるいは農地

事務局あたりでも、あるいは事業所の中堅の職員について、技術力の向上をはかりたいのですが、人手が足りなくて非常にやりにくいのであります。しかし、この点は特に重点でありますので、ぜひ行いたいと思つております。

○井出委員長 他に御発言はありますか。――なければこれより両案を一括して討論に付します。足立篤郎君。

○足立委員 畑地農業改良促進法案につきましては、従来わが国の農業が地理的条件からいたしまして、きわめて危険の多い企業であつた事実にかんがみまして、この際、畑地の灌漑施設を重点として改良の促進を行ひ、畑地農業地帯の経営の安定をはかるとともに、増産の効果を増大せしめるという意味におきまして、本案につきましても全面的に賛成するものであります。特に今後の対策としては、この畑地農業の改良につきましても、国の政策として最も重点を置くべきであると存するのであります。要は予算の問題でございまして、予算を十分に確保、計上して、この改良事業の促進をはかることが肝要であると存する次第でございます。

なおまた先ほど来、各委員の御発言を承つておりましたも、この畑地農業の特殊性からいたしまして、従来の改良事業の対象としての基準面積では、いかにも実情に合わない点もございまして、これはこの際附帯決議を付しまして、政府においてこの法案の通過後に、その運用にあたりまして善処をしてもらふのが最も実情に適しておるのではないかと、かように考えますので、この際附帯決議を付したいと存じますから、委員長よりおとりはからいます。

を願ひたいと思ひます。それでは附帯決議の案文を朗讀いたします。

畑地農業改良促進法案の附帯決議（案）

本法による政府の助成対象面積は、一事業主体につき五町歩以上とする。

以上であります。

○井出委員長 他に討論はございませんか。――なければこれより採決いたします。まず土地改良法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に畑地農業改良促進法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

と存じます。

○井出委員長 承知いたしました。この際暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後一時二十一分開議

○井出委員長 会議を再開いたします。

土地改良法の一部を改正する法律案について、附帯決議の提出がございまして、足鹿覺君の発言を許します。足鹿君。

○足鹿委員 ただいまの土地改良法の一部を改正する法律案の附帯決議案を提出いたします。

本法により政府の助成対象面積は、一事業主体につき五町歩以上とするものであります。これは申し上げるまでもなく、現在の政府が助成の対象としております基準面積は、土地改良法においても二十町歩、また積雪寒冷地帯地帯振興法の場合におきましても二十町歩あるいはその他の関連する特殊立法の場合にも、ことごとく実情とかけ離れた基準面積を規定いたしました。これに合致しない場合は、国の助成対象にしないという進み方を現在までとつておるのであります。しかしながら日本本の農地の状態あるいは土地改良事業その他これに関連する特殊立法の運営の実情から見まして、その基準面積が広きに失して、必ずしも過小農、零細経営の日本の農地の実情に適合しておらないという悲痛な農民からの声、今日まで上つておるのであります。この声を無視して、今後の食糧増産の目的を達成するための土地改良並にその他関連する特殊立法の目的を達成することは困難であらうと存するのであ

〔議員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつてこの附帯決議を付することに決しました。

○佐々木（盛）委員 私は千葉県におきまます農地の転用許可処分に関する点につきまして、政府の見解を承りたいのであります。何分にも関係の政府委員がお見えになつておりませんので、私の質問は次会の適当なときにできるように、委員長におきまして、関係者の出席をおとりはからい願ひたい

ります。従いましてこの際、従来のこの実情に合致しない助成対象の基準面積の単位を五町歩以上に改めることが、非常に大切なことであろうと存じます。よつてこの附帯決議を提案をいたしまして、ただ単に土地改良法の対象のみならず、積雪寒冷地帯の地帯の場合におきましても、またその他の特殊立法の実施にあたりましても、この附帯決議の趣旨を貫くことによつて、個々の零細な農民にまで国の助成の手が延びて行きます。実情に即した運営ができて、従つて土地改良の実績を上げ、ひいては食糧増産の目的をすみやかに達成するように、政府をして適当な措置をとらしめることが必要であると考えられるわけでありまゝ。よつてこの附帯決議案の提案をいたした次第であります。

法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案を議題として、その審議を進めます。

本案は農業共済制度に関する小委員会の審査に付してありましたが、小委員会より審査を終了した旨の報告書が提出いたされました。これより足鹿小委員長の報告を求めます。足鹿君。

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する小委員会報告書

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案

右案は、別紙の如き附帯決議を附して、厚案の通り可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十八年七月二十九日

農林委員会農業共済制度に関する小委員長 足鹿 寛

農林委員長井出太郎殿

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律制定後、左記の方法に基き運用すること。

記

一、主務大臣が死傷病傷共済掛金標準率を定める場合においては、無制限診療給付を実施し、且つ共済の種類を簡素化することを旨として、診療費のうち技術料等を除いた部分を共済の目的とするもの、及び診療者の技術料等を含んだ診療費を共済の目的とするもののうち掛金標準率を現行のもの八割とするものの二種類とすること。

二、政府は本法を実施する場合、必要に応じ、獣医師の専門科別職能又は技能に従ひ、診療所専任者及び現地開業者を相互に協力せしめるとともに畜主の自主的な判断に基いて兩者を自由に選択しうるよう開業獣医師の有給嘱託制度を広く採用せしめ、且つ専任獣医師偏重となるような特別の指導方針を執らしめざること。

三、特別賦課金制度はこれを設けざることとし、農業共済団体が家畜診療所の運営に必要な経費として、賦課金を賦課する場合の方法、最高標準率等については省令を以てこれを定めること。

四、家畜診療所の経営費等に不足を生じたときは、農業共済再保険特別会計の運用により政府において極力助成の措置を講ずること。

五、本法が実施法たる趣旨にかんがみ、二十八年度において実験の対象とする牛馬頭数は、これを五十万頭以内とすること。

六、農業共済再保険審査会及び都道府県農業共済保険審査会に獣医師の代表を参加せしめ、其の意見を尊重するよう運用せしめること。

七、繁殖障碍等畜産振興上重大なる事故については、畜主の自己負担額を増大せしめないよう一事故の診療給付限度の引上に努めること。

とするものの二種類とすること。

二、政府は本法を実施する場合、必要に応じ、獣医師の専門科別職能又は技能に従ひ、診療所専任者及び現地開業者を相互に協力せしめるとともに畜主の自主的な判断に基いて兩者を自由に選択しうるよう開業獣医師の有給嘱託制度を広く採用せしめ、且つ専任獣医師偏重となるような特別の指導方針を執らしめざること。

三、特別賦課金制度はこれを設けざることとし、農業共済団体が家畜診療所の運営に必要な経費として、賦課金を賦課する場合の方法、最高標準率等については省令を以てこれを定めること。

四、家畜診療所の経営費等に不足を生じたときは、農業共済再保険特別会計の運用により政府において極力助成の措置を講ずること。

五、本法が実施法たる趣旨にかんがみ、二十八年度において実験の対象とする牛馬頭数は、これを五十万頭以内とすること。

六、農業共済再保険審査会及び都道府県農業共済保険審査会に獣医師の代表を参加せしめ、其の意見を尊重するよう運用せしめること。

七、繁殖障碍等畜産振興上重大なる事故については、畜主の自己負担額を増大せしめないよう一事故の診療給付限度の引上に努めること。

八、診療費のうち技術料等を除いた部分を共済の目的とするもの、及び診療者の技術料等を含んだ診療費を共済の目的とするもののうち掛金標準率を現行のもの八割とするものの二種類とすること。

九、政府は本法を実施する場合、必要に応じ、獣医師の専門科別職能又は技能に従ひ、診療所専任者及び現地開業者を相互に協力せしめるとともに畜主の自主的な判断に基いて兩者を自由に選択しうるよう開業獣医師の有給嘱託制度を広く採用せしめ、且つ専任獣医師偏重となるような特別の指導方針を執らしめざること。

十、特別賦課金制度はこれを設けざることとし、農業共済団体が家畜診療所の運営に必要な経費として、賦課金を賦課する場合の方法、最高標準率等については省令を以てこれを定めること。

小委員会は政府提出、農林委員会付託にかかる農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案を小委員会において制度の根本的検討と並行し、今日まで検討を加えて参つたのであります。ただいまの家畜共済臨時特例に関する法律案につきましては、その細部についてさらに検討いたしまして、小委員会の議がようやくまとまりましたので、本案の審議の経過並びに結果の概要に關して、御報告いたしたいと存じます。

本案の趣旨並びに内容は、すでに御存じのごとく、農業災害補償法に基く家畜共済の合理化をはかりますために、死亡廃用共済と疾病傷害共済とを一元化した死傷病傷共済の一部の組合に試験的に実施しようというものであります。本案に關しましては、去る七月七日、農林省農林経済局長等の出席を求めて、その法案の内容並びにその運営上の諸問題について説明を聴取したのであります。さらに九日には、全畜販運永松陽一君、全指運稲葉次郎君、獣医師会小林国夫君、共済協会下山一二君及び埼玉県入間郡高麗川村家畜診療所運営委員長長沢泉一郎君らの出席を求めまして、参考意見を聞くこととしたのであります。これらの五名の参考人のうち、四名は本案に賛成、開業獣医師側の意見を代表される小林君はA種共済による特別賦課金制度は特約制度であつて、開業獣医師に対する畜主の自由選択権を事実上束縛をするものであること、本法が実験法の建前をとりながら、指定組合の予定地域が広きに過ぎること等、二、三の理由をあげられ、本法案中の一部に対して、反対の意思を表明せられたのであります。小委員会といたしましては、かような反対意見が出ました以上は、さらに法案の審議に慎重を期し、直接具体的な事柄について認識を深める必要を認めまして、委員長を煩わし、所要の手続を経て、埼玉県下におもむくこととした次第であります。

当日は日曜日であつたにもかかわらず、調査に参加せられた方は、足立委員、吉川委員、松山委員、それに私と別に事務局より、岩隈、藤井両専門員、農林省より久宗保険課長、平田技官、中沢技官を帯同いたし、また現地には、県、共済団体、獣医師会等より多数の方が立会われたのであります。

調査場所は入間郡高麗川村並びに所沢市内小手指の二箇所でありまして、共済組合の家畜診療所を中心に、現地の農民、獣医師等の率直なる意見を聞くこととしたのであります。

まず埼玉県下全般の家畜共済の概況を簡単に申し述べます。埼玉県は全国でも屈指の畜産県として最近急速に伸びており、家畜の頭数は漸次増加の一萬二千頭、役牛三萬八千頭、馬一萬六千頭を数え、家畜共済への加入率は、死亡廃用において、牛八割五分、馬八割一分、疾病傷害において牛二割五分、馬一割五分を示しておるのであります。しかしてこの家畜共済事業の一環として、共済団体は家畜診療所を経営いたし、家畜の事故防止、治療、健康診断等の事業を行つてゐるのであります。その設置の状況は、二十三年以降、国庫及び県よりの補助金を受けて、毎年五箇所づつ設置して参り、現在二十箇所を持ち、なお今後

あります。小委員会といたしましては、かような反対意見が出ました以上は、さらに法案の審議に慎重を期し、直接具体的な事柄について認識を深める必要を認めまして、委員長を煩わし、所要の手続を経て、埼玉県下におもむくこととした次第であります。

当日は日曜日であつたにもかかわらず、調査に参加せられた方は、足立委員、吉川委員、松山委員、それに私と別に事務局より、岩隈、藤井両専門員、農林省より久宗保険課長、平田技官、中沢技官を帯同いたし、また現地には、県、共済団体、獣医師会等より多数の方が立会われたのであります。

調査場所は入間郡高麗川村並びに所沢市内小手指の二箇所でありまして、共済組合の家畜診療所を中心に、現地の農民、獣医師等の率直なる意見を聞くこととしたのであります。

まず埼玉県下全般の家畜共済の概況を簡単に申し述べます。埼玉県は全国でも屈指の畜産県として最近急速に伸びており、家畜の頭数は漸次増加の一萬二千頭、役牛三萬八千頭、馬一萬六千頭を数え、家畜共済への加入率は、死亡廃用において、牛八割五分、馬八割一分、疾病傷害において牛二割五分、馬一割五分を示しておるのであります。しかしてこの家畜共済事業の一環として、共済団体は家畜診療所を経営いたし、家畜の事故防止、治療、健康診断等の事業を行つてゐるのであります。その設置の状況は、二十三年以降、国庫及び県よりの補助金を受けて、毎年五箇所づつ設置して参り、現在二十箇所を持ち、なお今後

あります。小委員会といたしましては、かような反対意見が出ました以上は、さらに法案の審議に慎重を期し、直接具体的な事柄について認識を深める必要を認めまして、委員長を煩わし、所要の手続を経て、埼玉県下におもむくこととした次第であります。

当日は日曜日であつたにもかかわらず、調査に参加せられた方は、足立委員、吉川委員、松山委員、それに私と別に事務局より、岩隈、藤井両専門員、農林省より久宗保険課長、平田技官、中沢技官を帯同いたし、また現地には、県、共済団体、獣医師会等より多数の方が立会われたのであります。

調査場所は入間郡高麗川村並びに所沢市内小手指の二箇所でありまして、共済組合の家畜診療所を中心に、現地の農民、獣医師等の率直なる意見を聞くこととしたのであります。

まず埼玉県下全般の家畜共済の概況を簡単に申し述べます。埼玉県は全国でも屈指の畜産県として最近急速に伸びており、家畜の頭数は漸次増加の一萬二千頭、役牛三萬八千頭、馬一萬六千頭を数え、家畜共済への加入率は、死亡廃用において、牛八割五分、馬八割一分、疾病傷害において牛二割五分、馬一割五分を示しておるのであります。しかしてこの家畜共済事業の一環として、共済団体は家畜診療所を経営いたし、家畜の事故防止、治療、健康診断等の事業を行つてゐるのであります。その設置の状況は、二十三年以降、国庫及び県よりの補助金を受けて、毎年五箇所づつ設置して参り、現在二十箇所を持ち、なお今後

あります。小委員会といたしましては、かような反対意見が出ました以上は、さらに法案の審議に慎重を期し、直接具体的な事柄について認識を深める必要を認めまして、委員長を煩わし、所要の手続を経て、埼玉県下におもむくこととした次第であります。

当日は日曜日であつたにもかかわらず、調査に参加せられた方は、足立委員、吉川委員、松山委員、それに私と別に事務局より、岩隈、藤井両専門員、農林省より久宗保険課長、平田技官、中沢技官を帯同いたし、また現地には、県、共済団体、獣医師会等より多数の方が立会われたのであります。

調査場所は入間郡高麗川村並びに所沢市内小手指の二箇所でありまして、共済組合の家畜診療所を中心に、現地の農民、獣医師等の率直なる意見を聞くこととしたのであります。

まず埼玉県下全般の家畜共済の概況を簡単に申し述べます。埼玉県は全国でも屈指の畜産県として最近急速に伸びており、家畜の頭数は漸次増加の一萬二千頭、役牛三萬八千頭、馬一萬六千頭を数え、家畜共済への加入率は、死亡廃用において、牛八割五分、馬八割一分、疾病傷害において牛二割五分、馬一割五分を示しておるのであります。しかしてこの家畜共済事業の一環として、共済団体は家畜診療所を経営いたし、家畜の事故防止、治療、健康診断等の事業を行つてゐるのであります。その設置の状況は、二十三年以降、国庫及び県よりの補助金を受けて、毎年五箇所づつ設置して参り、現在二十箇所を持ち、なお今後

あります。小委員会といたしましては、かような反対意見が出ました以上は、さらに法案の審議に慎重を期し、直接具体的な事柄について認識を深める必要を認めまして、委員長を煩わし、所要の手続を経て、埼玉県下におもむくこととした次第であります。

引続いて増設の計画が持たれておるの
であります。しかして県下における開
業獣医師数は百二十五名であつて、こ
う郡部にあつて、大家畜の診療に當
る開業者の数は大体百名前後、年間診
療頭数は一人当たり概數百四、五十頭程
度といふこととあります。

次にわれ／＼の視察しました高麗川
並びに小手指の診療所の概況を見ます
と、高麗川診療所は昭和二十三年の
設置にかかり、現在専任獣医師二名を
有し、その協力町村は十四箇町村にわ
たり、運営委員会を組織して、その運
営に當つておられますが、その資源頭
數に對して、たとえば牛の加入率を見
ますと、死亡廢用は約九割、疾病傷
害のそれは約四割五分という成績を示
しており、一方管内において開業して
おる獣医師は三名であります。また小
手指の診療所は昭和二十五年に設置さ
れ、専任獣医師は一名、協力町村は十
一、資源頭數に對して死亡廢用共済の
加入率において、牛についてみまると、
一〇〇％、疾病傷害共済は八三％
の加入率で、非常に高率を示し、一方
におきまして、管内の開業獣医師は二
名であります。家畜診療所に対する農
民の声を聞きますと、一般に好評を
得ているようでありまして、その理由
としましては、早期治療が可能となつ
たこと、並びに治療費が安くなつたこ
との二点に集約できると思ひます。し
かして他方におきましては、家畜診療
所の設置數増加と、その診療事業の進
展拡大に伴ひまして、開業獣医師との
間に對立的な空氣を發生せしめてい
るのであります。すなわち、最近特に診
療所が家畜の多い地帯に設置され、さ
きに若干の數字を示して述べましたよ

うに、開業者の業權を圧迫する傾向を
示しておるのであります。今回の提
案中、いわゆるA案を採用されまする
らば、ます／＼その傾向に拍車をかけ
るおそれがあると言われているのであ
ります。従来、県共済連は県の獣医師
会の推薦に基いて、開業者を組合の嘱
託獣医師に採用する制度をとつておるこ
ろが多いように聞いていたものでありま
すが、實際においては、専任獣医師と
開業獣医師間に業務上の協定ができて
いないことがあり、また協定があつて
も、それが完全に履行されてないこと
があり、また死亡の現認等重要な仕事
を嘱託されないことがあり、また診療
所の點數表にない去勢等の仕事をどん
どん専任獣医師が行う等のことがあつ
て、兩者の關係にはいろいろ円滑を欠
く点があるやうに看取されたのでありま
す。もとより開業獣医師にも老練なる
技術者が多數おるのでありますから、
診療所獣医師と兩々相まつて、家畜の診
療に遺憾なきを期するよう、緊密なる
協力關係の樹立が望ましいのでありま
して、今回の提案を契機として、その
間の調整を慎重に検討すべきでありま
す。

以上述べましたような觀點のもと
に、各委員におかれては慎重研究を行
われたのでありますが、七月二十一日
小委員会を開き、政府よりの説明聴
取、公聴會並びに現地調査によつて得
られたところに基づき、本法の運営
上、政府に對し要求すべき問題點の整
理、検討を行つたのであります。その
際、足立委員より、死傷病傷共済につ
いてA種一本とすること、特別賦課金の
制度をやめて一般賦課金によること、
を中心とする附帶決議案が提出され、

また私より、死傷病傷共済の種類は、
A種、B2種に統合すること、開業獣
医師の有給嘱託制をとらしめること、
試験頭數のある程度圧縮すること等を
骨子とする一案を提示しましたが、その
立案の理由を説明いたしました。が、各
党間になお異論もあるやうにうかがわ
れましたので、なお一層の御研究をお
願ひすることとしたのであります。
しこうして、会期も切迫いたしました
至急に態度を決定する必要も生じまし
たので、さらに話し合いを進めました結
果、お手元に配付いたしましたとき
付帶決議を付することに意見がようや
くまとまり、ここにその案文を提出す
ることと相なつたのであります。よろ
しく御採択あらんことをお願いする次
第であります。

以下附帶決議案を読み上げ、私の報
告を終ることといたします。
農業災害補償法に基く家畜共済
の臨時特例に關する法律案に對
する附帶決議案(案)

政府は、農業災害補償法に基く家
畜共済の臨時特例に關する法律制定
後、左記の方法に基き運用するこ
と。

要に應じ、獣医師の専門科別職能
又は技能に従ひ、診療所専任者及
び現地開業者を相互に協力せしめ
るとともに畜主の自主的な判断に
基いて兩者を自由に選択しうるよ
う開業獣医師の有給嘱託制度を廣
く採用せしめ、且つ専任獣医師偏
重となるやうな特別の指導方針を
執らしめざることを。

三、特別賦課金制度はこれを設けざ
ることとし、農業共済団体が家畜
診療所の運営に必要とする経費と
して、賦課金を賦課する場合の方
法、最高標準等については省令を
以てこれを定めること。

四、本法が実験法たる趣旨にかんが
み、二十八年度において実験の對
象とする牛馬頭數は、これを五十
万頭以内とすること。

五、農業共済再保險審査會及び都道
府県農業共済保險審査會に獣医師
會の代表を参加せしめ、其の意見
を尊重するやう運用せしめること。

六、繁殖障礙等畜産振興上重大なる
事故については、畜主の自己負担
額を増大せしめないやう一事故の
診療給付限度の引上に努めるこ
と。

○井出委員長 ただいまの附帶決議案
につきまして、政府の見解を求めま
す。小倉經濟局長。
○小倉政府委員 ただいま足鹿委員か
ら御説明がございました附帶決議につ
きましては、小委員会等におかれまし
て慎重御審議の点でございまして、私

どももまったく同感の意を表するので
あります。特にこの附帶決議の内容
は、法律制定後の運用に關するもの
でございまして、政令、省令等に關係
するものが多いのでございまして、
そういう点につきましては、十分本趣
旨によりまして、制定をいたしたい
と思ひます。

なお一、二の項につきましては、特
別會計の運用ないし予算に關係する事
項もございしますが、この点につきま
しては、本附帶決議の趣旨にかんがみ
まして、特別會計の運用ないし予算の
獲得といふことについても、万全の努
力を払いたい、かやうに考えておりま
す。

○井出委員長 この際討論を省略して
採決をいたしたいと思ひますが、御異
議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 異議なしと認め、これ
より採決いたします。本案に賛成の諸
君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。
次に附帶決議について採決いたしま
す。この附帶決議を付するに御異議あ
りませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさう決しました。
なお本案に關する衆議院規則第八十
六条の規定による報告書の作成につ
きましては、委員長に御一任願ひたい
と思ひますが、御異議ありませんか。に
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○井出委員長 御異議なしと認め、さ

よう決します。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

〔参 照〕

土地改良法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

畑地農業改良促進法案(金子與重郎
君外二十四名提出)に関する報告書

農業災害補償法に基づく家畜共済の臨
時特例に関する法律案(内閣提出)に
関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第四号中正誤

一頁二段十一行の次に、次の請願が入
るべきの誤

なだれ防止対策事業確立に関する請
願(玉置信一君紹介)(第二三五号)

第十九号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	二	七	沼隈郡及び 深安郡	広島県東部

昭和二十八年八月七日印刷

昭和二十八年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局